

平成 26 年 10 月 21 日
市川市市政戦略会議
第 5 回会議資料



資料 1

資料 2

市川第 20141017-0212 号
平成 26 年 10 月 21 日

市川市市政戦略会議
会長 様

市川市長 大 久 保 博

諮 問

本市が今後、厳しい財政事情に対応するとともに市政に対して市民の満足が得られるようにするため、行政サービスのあり方について意見を求めます。

記

諮問事項

1. 本市の行政サービスのあり方について
 - (1) 本市の行財政改革に関する検証について
 - (2) 行政サービスの運営方法について
 - (3) 行政が担うべき公共サービスについて

(諮問書別紙)

1. 「本市の行政サービスのあり方について」

行政を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行などにより今後も厳しい財政状況が続くことが予想されます。

そこで、今後も安定した行政サービスを提供するためには、これまで行ってきた様々な施策の検証と時代の変化に見合った適切な対応が必要であることから、3点について、ご意見をいただきたいと思います。

2. 個別の諮問事項について

(1) 本市の行財政改革に関する検証について

これまで本市では、様々な行財政改革に取り組んできましたが、この改革は、将来に向けて安定した行財政基盤の確立のための方策である反面、市民の方々に負担をお願いするものも含まれております。

そこで、本市のこれまでの行財政改革に関する取り組みについて、市政戦略会議において評価・検証していただき、ご意見を伺いたいと思います。

(2) 行政サービスの運営方法について

本市では、平成16年に「アウトソーシング基準」を定め、民間で運営できる業務については、指定管理者制度の導入や業務委託等を推進してきました。

このアウトソーシング基準については、平成16年の策定後、約10年間にわたり改定を行っていないため、「公共サービス改革法」の規定による民間委託が可能な業務範囲の拡大や、公共サービスの民間活力の導入手法について新たな事業方式が創設されたことなど、これらの内容が反映されていない状況にあります。

そこで、現行制度に即したアウトソーシング基準への見直しのほか、これまでにアウトソーシングを実施した業務について、その事業実績や事業効果等の検証により、継続して民間に委ねる業務、反対に市直営で行うべき業務など、今後の運営方法に関するご意見をいただければと思います。

また、市民活動団体やNPO法人等との協働を推進するための行政の支援体制を含めた仕組みづくりや公民の役割分担など、連携・協力体制に関する基本的な考え方について、ご意見をいただければと思います。

(3) 行政が担うべき公共サービスの内容について

これまで市政戦略会議では、「公の施設の経営効率化」に関する答申において、

- ・市民が真に必要としているサービスは何か、という「市民感覚」の視点
- ・行政が最低限果たすべき事業か、という「行政の社会的責任」の視点

- ・真に必要とするサービスを最少の経費で提供しているか、という「経営感覚」の視点
- ・現在の市民ニーズに適応しているか、という「社会情勢への対応」の視点

から、市民の暮らし向きを良くするための行政経営に関する提言をいただきました。しかし、本市に限らず地方自治体の行政運営においては、施設運営のほか社会保障関連施策や市民生活を豊かにするための文化・スポーツ施策など、多種多様な事業を展開しております。

そこで、今後の少子高齢化に伴う行政需要の拡大に対応するためにも、本市が実施する事務事業全般に対し、事業の検証に必要となる評価の着眼点について、ご意見をいただきたいと思います。

3. 答申の期日について

諮問事項について、それぞれ下記の期日を目途に答申をいただきたいと思います。

- (1) 本市の行財政改革に関する検証について … 平成27年3月末
- (2) 行政サービスの運営方法について … 平成28年1月末
- (3) 行政が担うべき公共サービスの内容について … 平成28年9月末

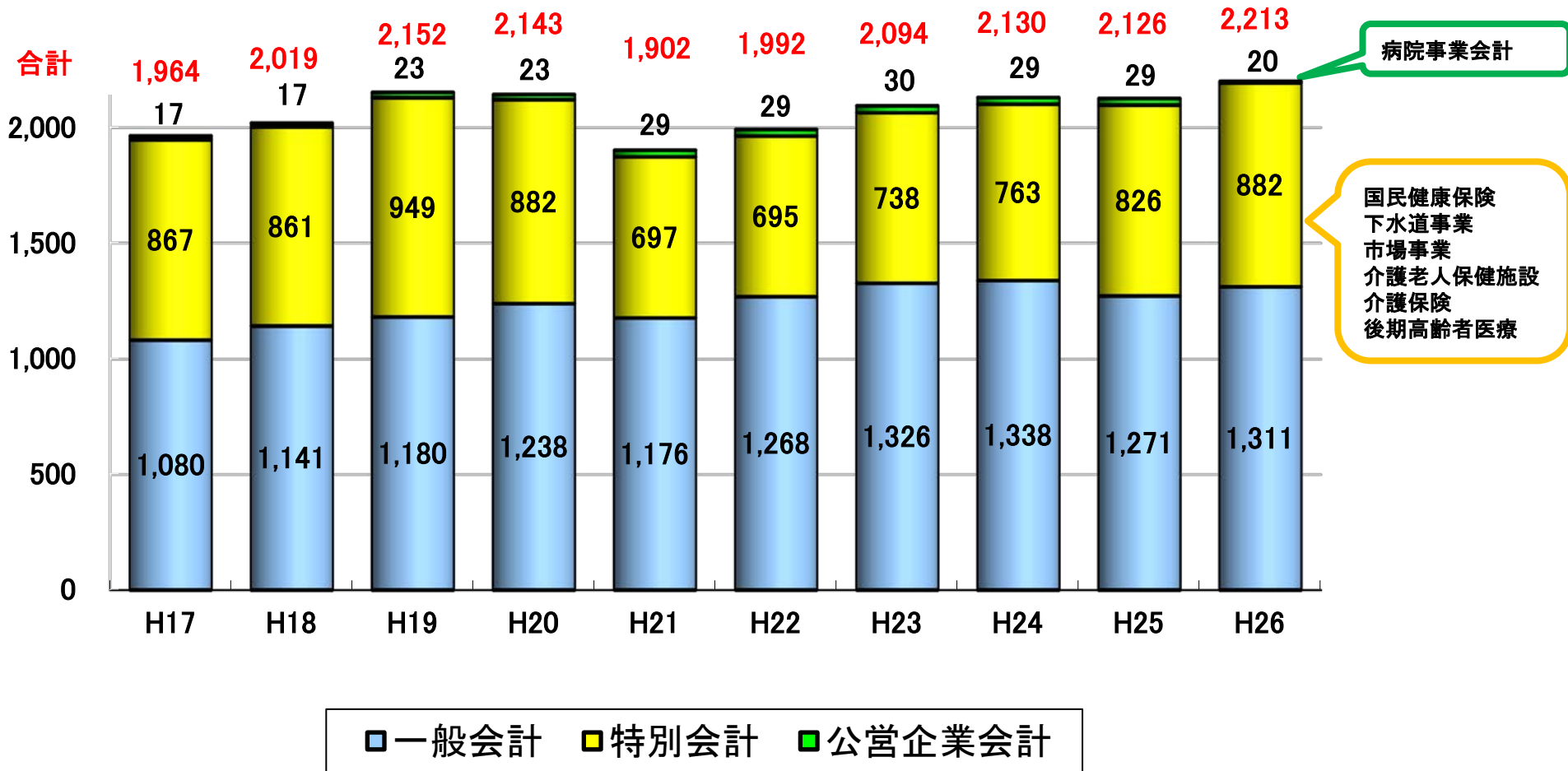
市川市の財政状況

平成26年7月8日

財政課

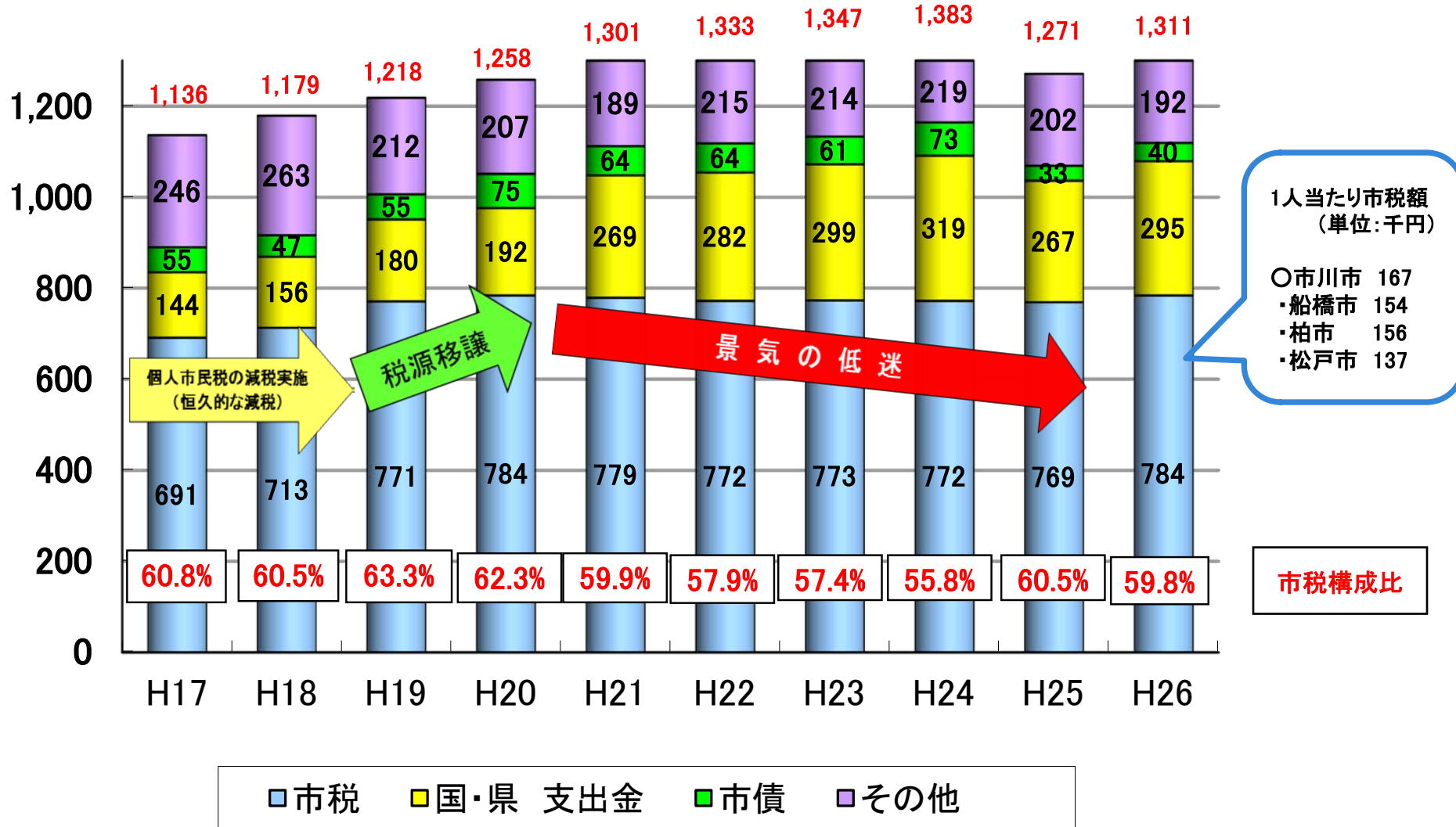
当初予算規模の推移(全会計)

単位:億円



一般会計歳入の推移

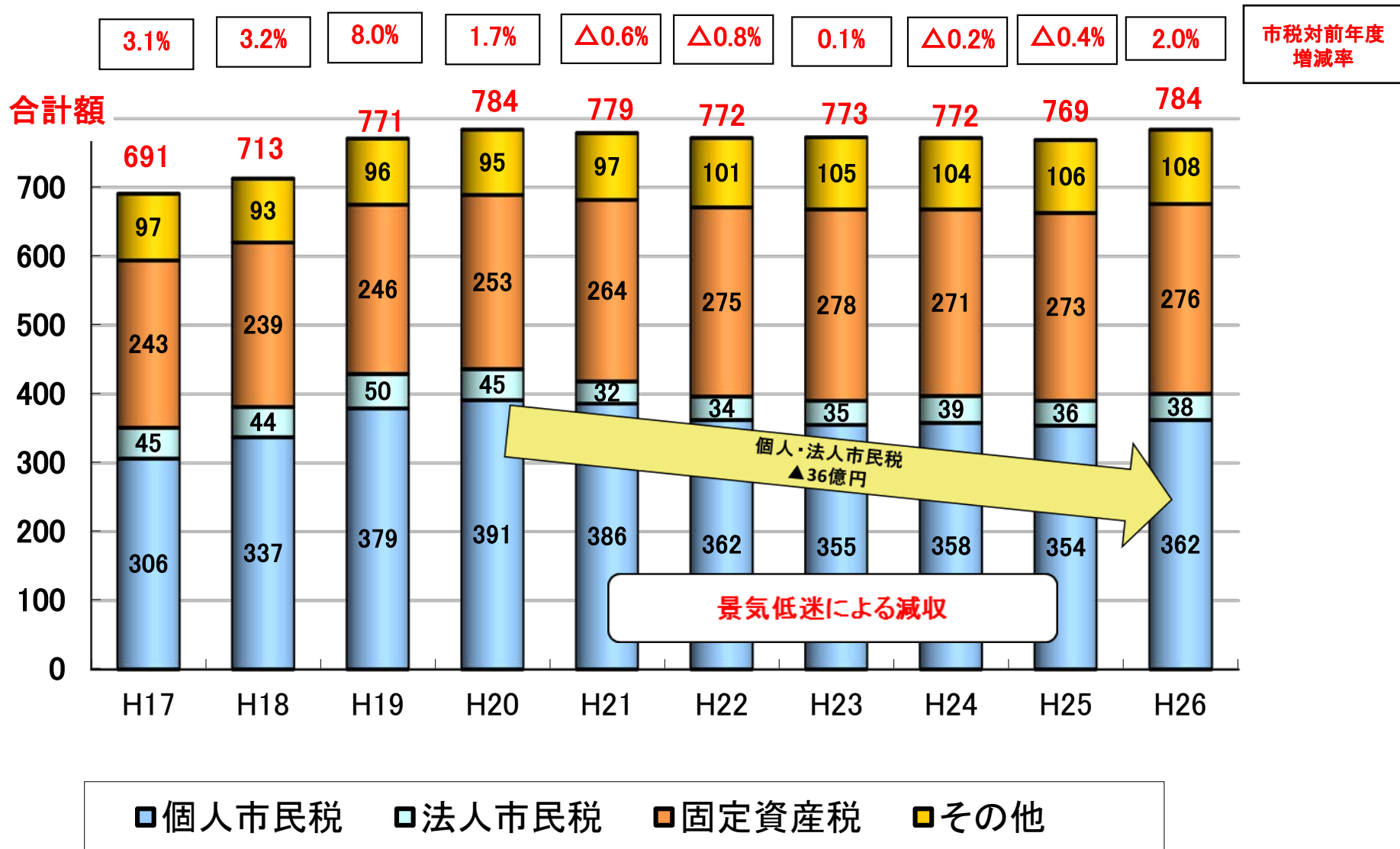
単位:億円



※24年度までは決算額、25、26年度は当初予算額です。

市税の推移

単位:億円

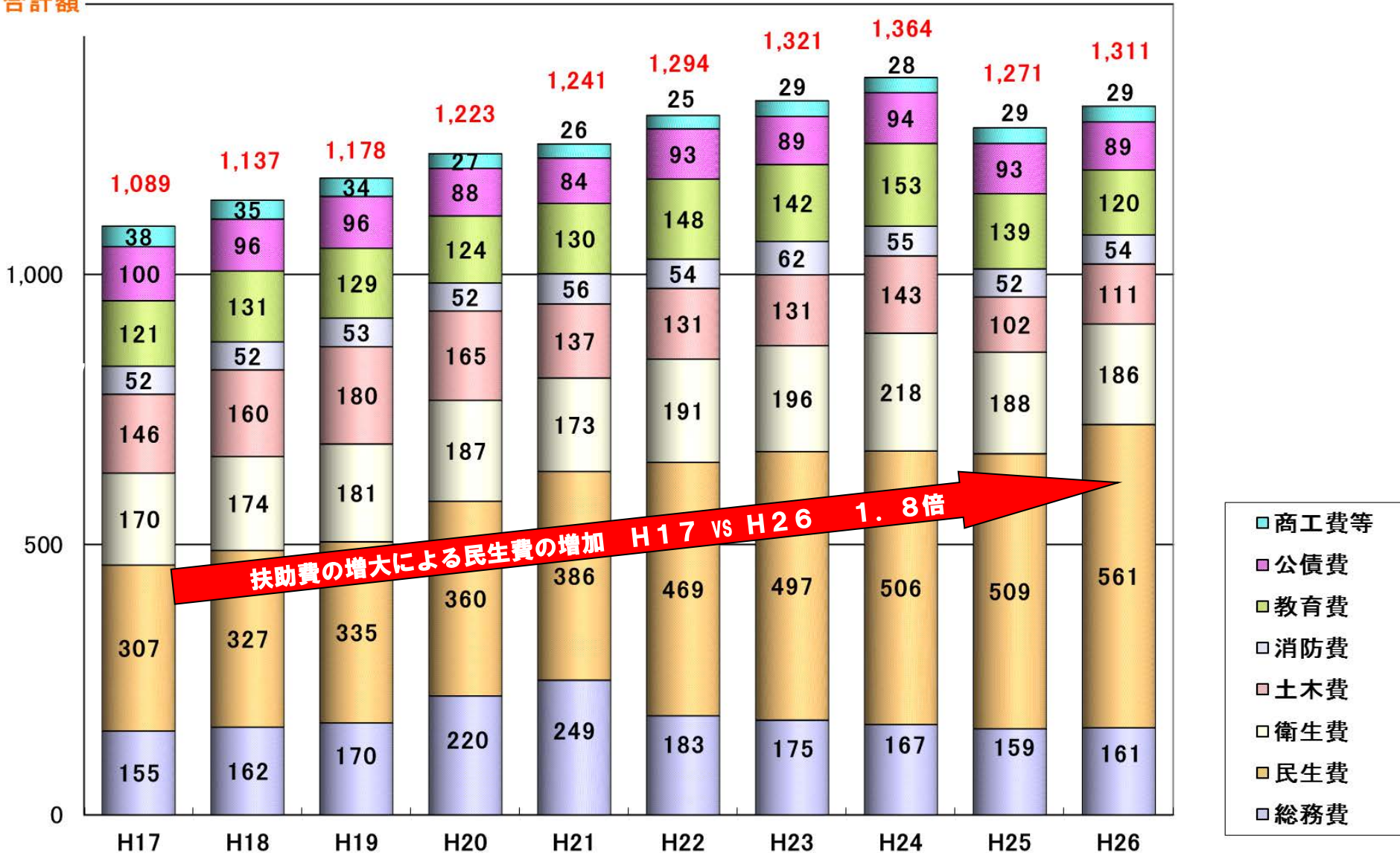


※24年度までは決算額、25、26年度は当初予算額です。

一般会計歳出の推移(目的別)

単位:億円

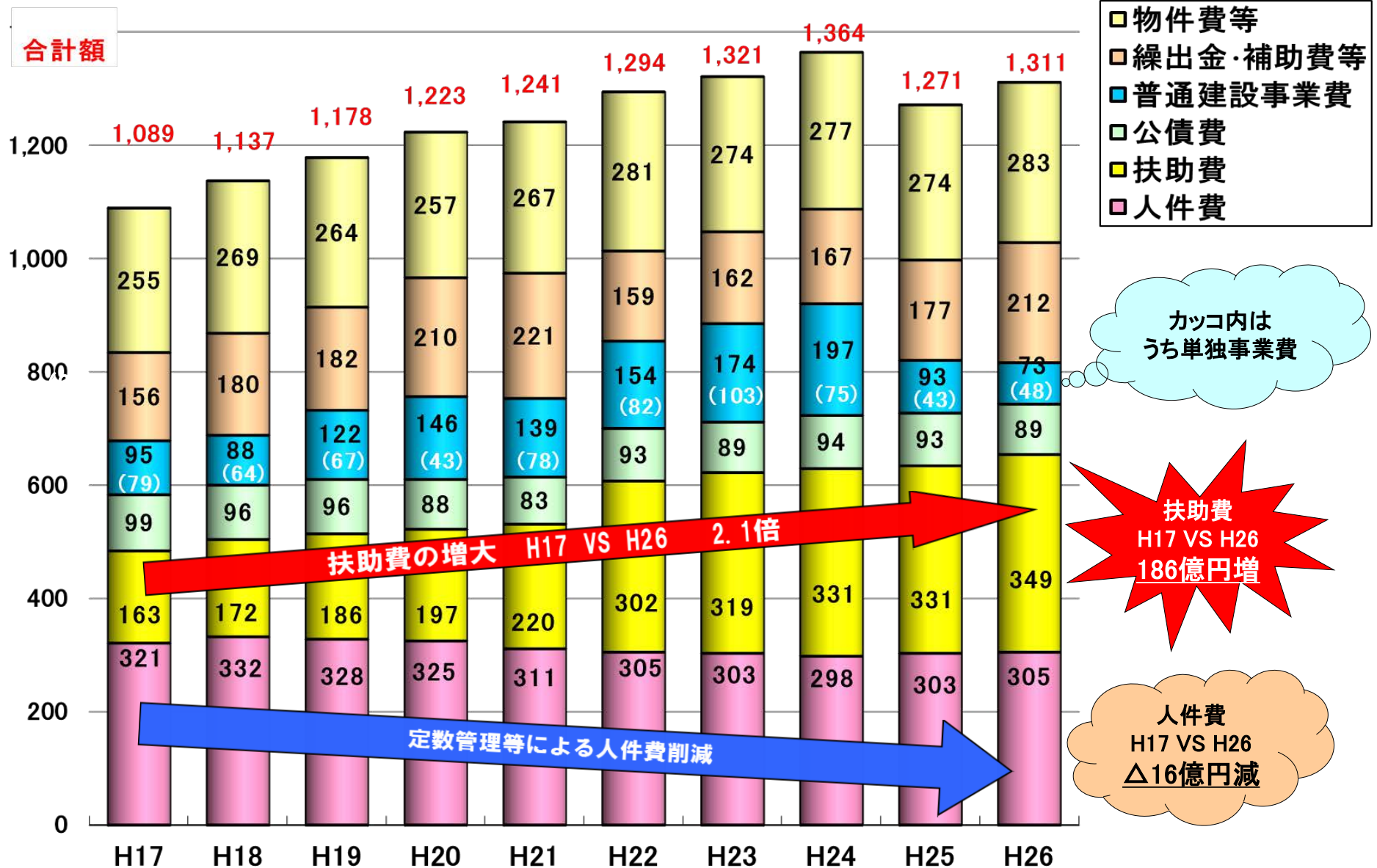
合計額



※24年度までは決算額、25、26年度は当初予算額です。

一般会計歳出の推移(性質別)

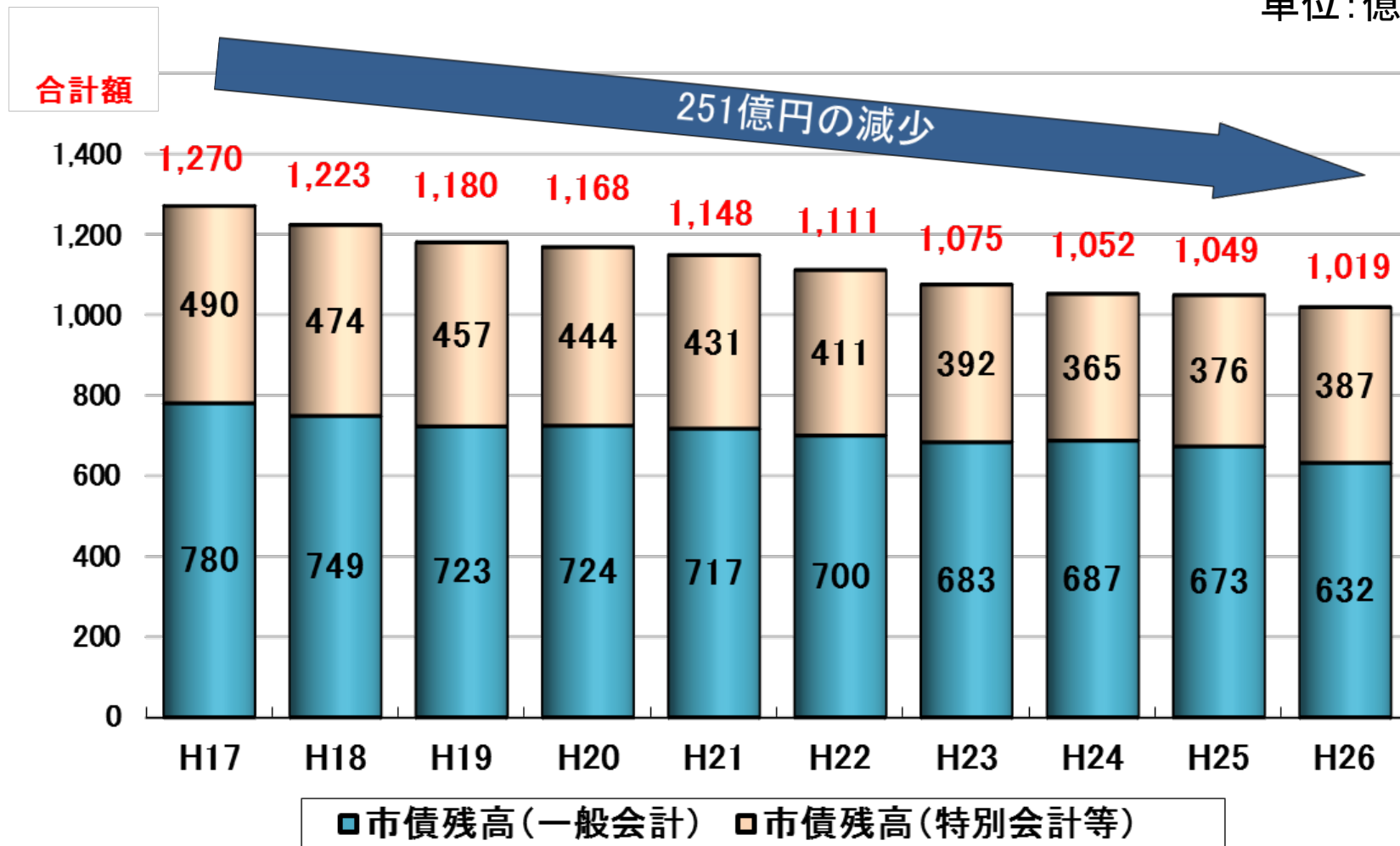
(単位: 億円)



※24年度までは決算額、25、26年度は当初予算額です。

市債残高の推移

単位：億円



※24年度までは年度末の現債額、25、26年度は年度末現債見込額です。

なお、市川駅南口地区市街地再開発事業特別会計の廃止により、
24年度からその市債残高を一般会計が引き継いでいます。

【市債の主な役割について】

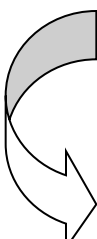
① 世代間の負担の公平性を確保する



道路、公園、学校等の公共施設の整備 … 整備年度の市民負担が多額となる

市債の活用…施設を使用する将来の市民も経費を負担(借入金の返済)

② 収入と支出の年度間調整を行なう

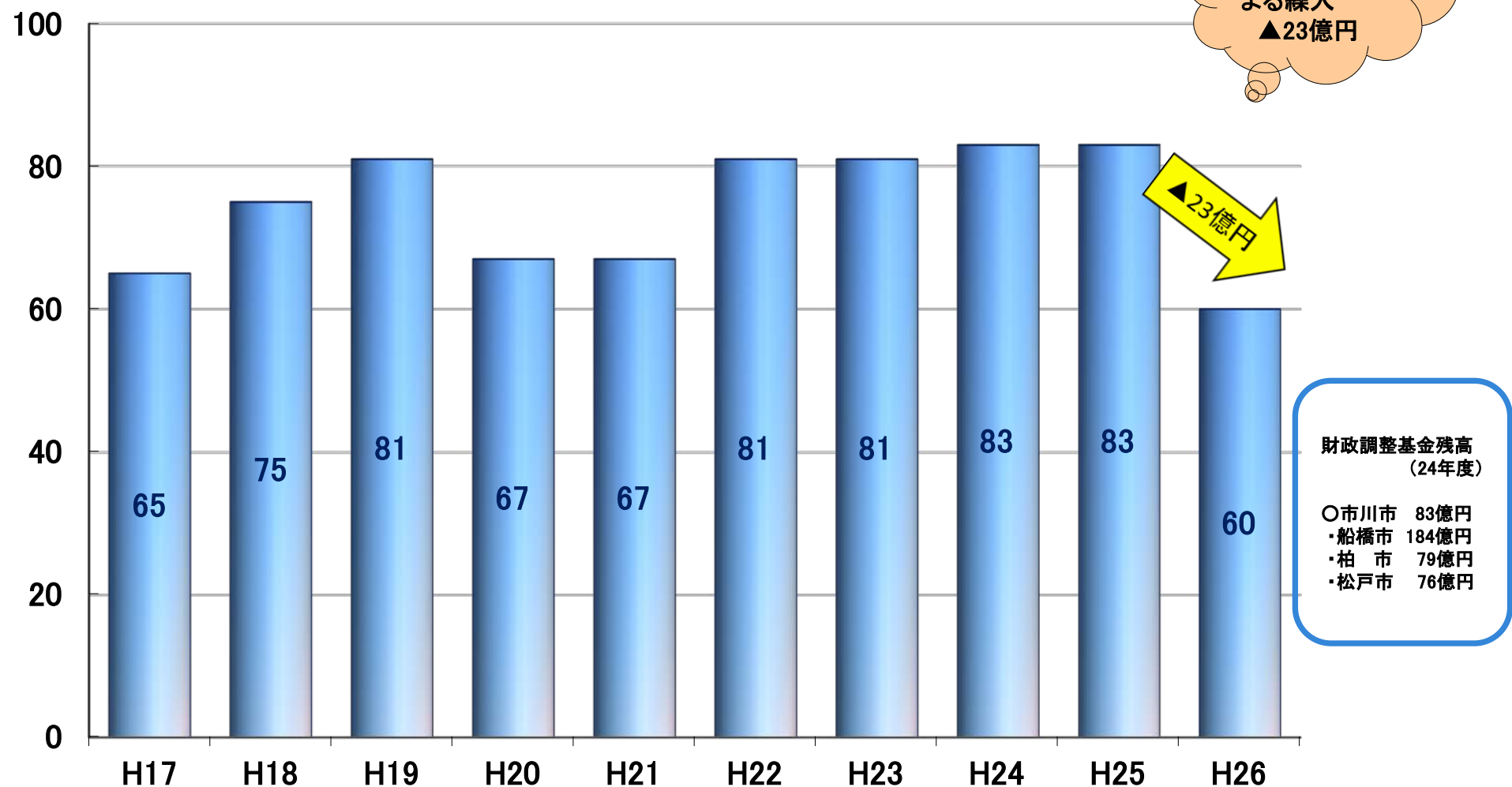


災害復旧、大規模建設事業の実施 … 一時的に多額の経費が発生

市債の活用 … 事業実施年度の財源を確保し、年度間で経費の支払を平準化

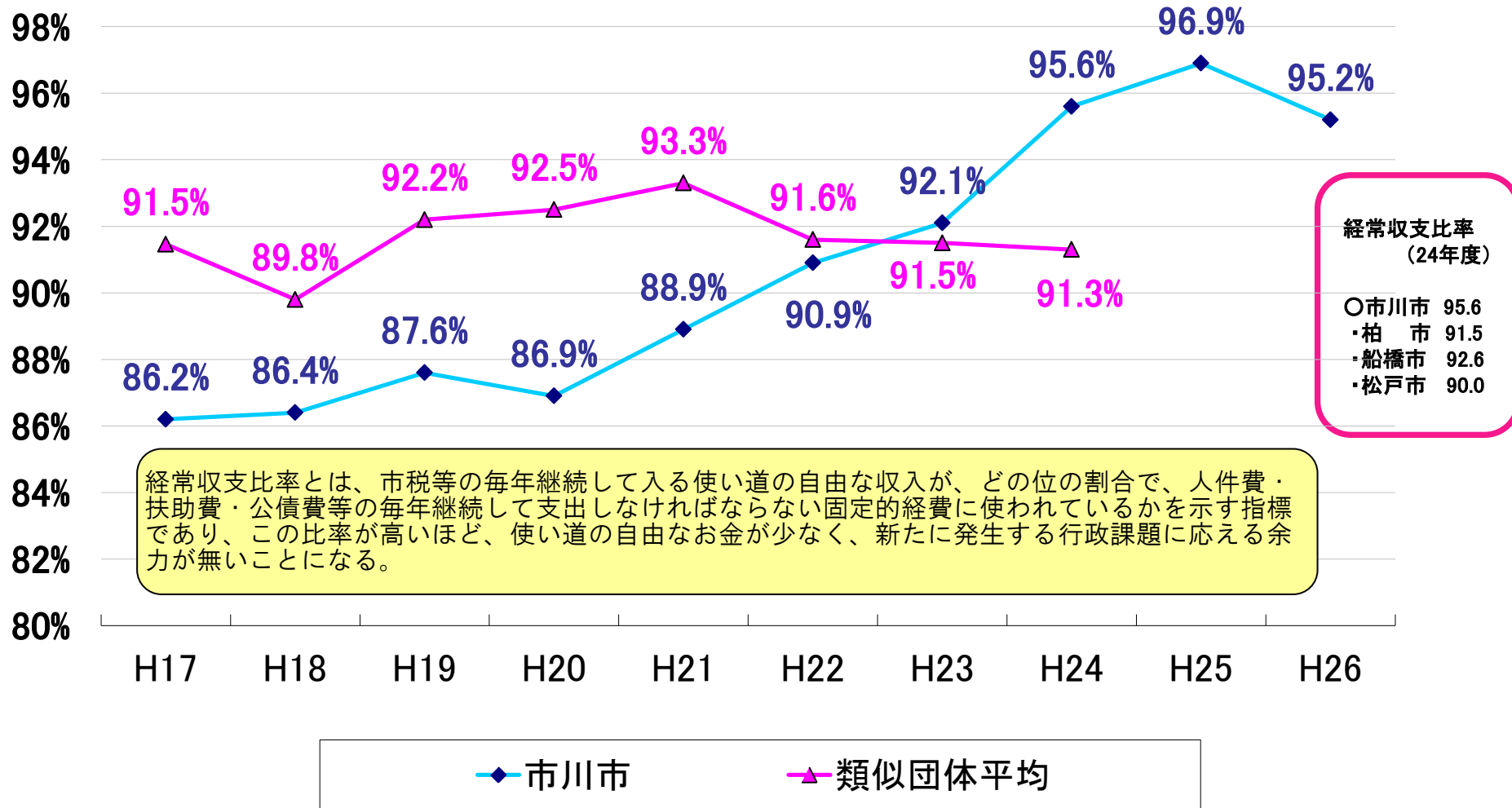
財政調整基金残高の推移

単位:億円



※24年度までは決算額、25年度は決算見込額、26年度は当初予算額です。

経常収支比率

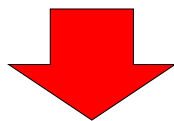


※24年度までは決算数値、25、26年度は当初予算数値です。

類似団体は、日本経済新聞デジタルメディア発行の全国都市財政年報 2012年度決算データより出展

財政状況のポイント

- ① 歳入では、根幹となる市税収入において、消費税増税の影響や、今後の人口減少、少子高齢化といった要因を考慮すると大幅な増加は見込めず、現状の水準を維持することが課題となる。
- ② 歳出では、扶助費などの社会保障関係経費や老朽化した施設の維持管理・更新費用等の増加に対し、内部管理経費等の削減では追いつかなくなっている。
- ③ 本市の予算は、財政調整基金の繰入等の財源対策を行わなければ、収支の均衡が図れない状況にある。



思い切った事業の見直しなど、
歳入に見合った歳出構造への見直しが必要

行財政改革大綱

平成 2 5 年 4 月

市川市

はじめに

本市では、平成20年後半に発生したリーマンショックを起点とする景気低迷や少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、市税収入が横ばいの状況にある中で、社会保障関係経費の増加等により、引き続き、基金の取り崩しに頼らざるを得ない厳しい財政状況が見込まれています。

本市はこれまでも、方針を定めて行政改革を進めるとともに、将来への負担となる市債を累増させないことを念頭に財政の健全化に努めてまいりましたが、市政を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来にわたって持続可能な市政運営を進めていく必要があることから、これまでの行政改革に、喫緊の課題である財政状況の改善の視点を加え、新たに行財政改革として取り組むことにいたしました。

この「行財政改革大綱」は、本市が厳しい財政状況に直面しながらも、限られた財源を効率的に配分し、有効な施策を行っていくために、現在の行政改革大綱が終了する平成25年度を待たずに、1年前倒しで策定したものです。

将来のまちづくりに向けて、迅速果断に行財政改革に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、大綱の策定にあたり、それぞれの専門分野や市民の代表の立場からご審議いただいた市政戦略会議の委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年4月1日
市川市長 大久保 博

目 次

1. 行財政改革大綱を制定する必要性と目的	1
2. これまでの行政改革の取り組み	2
(1) 行政改革のこれまでのあゆみ	2
(2) 行政改革にかかわる大綱策定・見直しの推移	2
(3) 各大綱の方針、視点等	3
3. 本市の置かれた現状及び今後見込まれる環境の変化	4
(1) 財政状況	4
(2) 人口	7
(3) 国と地方の関係	9
4. 目指すべき行財政運営の将来像	11
5. 基本方針・視点	12
(1) 基本方針	12
(2) 視点	13
6. 推進計画（アクションプラン）	14
7. アクションプランの推進体制	14
8. 推進期間	16

1. 行財政改革大綱を制定する必要性と目的

本市では、これまで最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて、さまざまな取り組みを積極的に行い一定の成果をあげてきたところです。

しかしながら、本市はいま大きな環境変化の影響を受け、市政運営を一から見直さなければいけない時期に差し掛かっています。

経済情勢や市民ニーズの高度・多様化による行政需要の高まりにより経常収支比率が平成22年度に再び90%を超える一方で、今後は東京外かく環状道路や都市計画道路3・4・18号の整備完了に伴う下水道市川・松戸両幹線の整備や、老朽化した数多くの公共施設が続々と更新の時期を迎えることから、これらの関連工事によって莫大な支出が見込まれます。

また、市街地開発とともに増加を続けてきた人口も平成22年7月に減少へ転じたとみられ、高齢化と生産年齢人口の減少への備えも急務となっています。

さらに、国と地方の関係においては、地方分権改革に関わる法律の相次ぐ成立に続いて消費税引き上げ法案が可決し、さらにマイナンバー（社会保障・税番号制度）についても制度化に向けて動きが本格化しており、今後、市民生活や本市の行財政運営がこうした動きに大きく影響されてくるものと予想されます。

もし、これらのような環境変化に本市が何ら対策を打たなかった場合、多くの市民サービスの継続に支障が生じることにより、今の市民生活に影響が及ぶばかりでなく、街としての魅力が損なわれて人口減少に拍車をかけ、それがさらなる税収減少と市民サービスの低下を招くという悪循環に陥ることも否定できません。

本市の行財政運営の責務は、こうした情勢にあっても、住民福祉の増進を旗印に、第二次基本計画で10年間のまちづくりの目標として掲げている「安心で快適な活力あるまち」を実現することであると考えます。

このことから、財政状況がさらに逼迫して市民サービスに著しい悪影響が及ぶことのないよう、いかなる環境変化にも耐えうる強固な行財政基盤を確立することが、本市にとって喫緊の課題です。

そこで、こうした状況を鑑み、行財政改革をより着実に進めるために、平成21年度に改正した「新行政改革大綱」の推進期間が完了する平成25年度末を待たずに、高い実効性を確保する仕組みを取り入れた新たな「行財政改革大綱」を策定しました。

2. これまでの行政改革の取り組み

(1) 行政改革のこれまでのあゆみ

本市では、これまで最少の経費で最大の効果を挙げる行政サービスを提供するために、効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けてさまざまな取り組みを積極的に行ってきました。

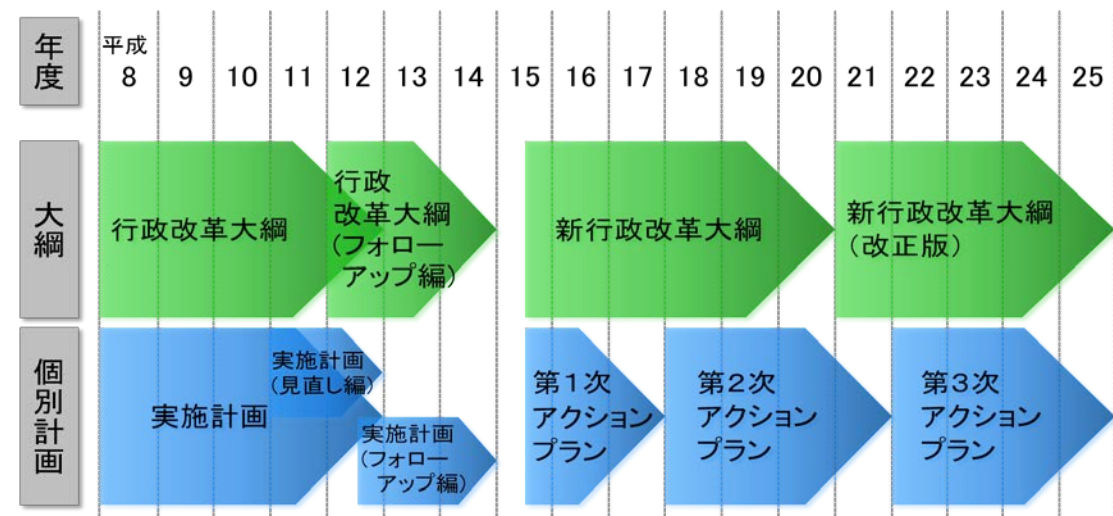
その取り組みは、職員定数の縮減、委託化の推進などによる減量的な改革をはじめ、「行政経営会議」、「市政戦略会議」といった市政の重要課題について総合的かつ戦略的な対応を図るための機関を設置するなどの構造的な改革や、「e-モニター制度」の導入といった市民参加の促進など、多岐に渡っています。

期間	主な取り組み
平成 10年度～	- 管理職手当等削減 - 財政健全化緊急3ヵ年計画策定 - 学校給食調理業務を委託化 - 新規採用2年間凍結
14年度～	- 行政経営会議の設置 - 学歴、年齢制限を撤廃した職員採用 - 行財政改革審議会の設置 - 市川市アウトソーシング基準を制定 - 市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を制定
17年度～	- 市川市ABCシステム稼働 - e-モニター制度の開始
22年度～	- 緊急財政対策本部の設置 - 事業仕分けの実施 - 市政戦略会議の設置 - 市長目安箱の設置

(2) 行政改革にかかわる大綱策定・見直しの推移

行政改革に取り組むにあたっては、その時々々の市民ニーズや社会情勢の変化などに応じた行政改革を着実に推進するための拠りどころとして、「行政改革大綱」を策定し、適宜見直し等を重ねてきました。

各大綱では、その時々々の本市を取り巻く環境などを考慮して方針を定め、具体的な改革の方策を実施計画やアクションプランといった個別計画に揭げて取り組んできました。



(3) 各大綱の方針、視点等

① 市川市行政改革大綱【計画期間：平成８年度～平成１２年度】

- ・本格的な高齢化社会、多様化する市民ニーズ等に対し、簡素で効率的な行政運営を目指すべく策定。
- ・「行財政環境の変化への対応」、「行政運営の総合化」、「行政の簡素化・効率化」、「行政の公共性、公平性の確保と新たな課題への対応」、「職員の意識変革」を視点とする事務事業の見直しに着手した。

② 市川市行政改革大綱（フォローアップ編）

【計画期間：平成１２年度～平成１４年度】

- ・「地方分権」、「公民の役割分担」、「市民視点」といった観点から見直しを行い、簡素で効率的かつ創造的な行政運営を推進するために策定。
- ・「親しまれる行政」、「信頼される行政」、「市民に開かれた行政」を新たな取り組み課題に掲げた。

③ 新行政改革大綱【計画期間：平成１５年度～平成２０年度】

- ・平成１４年度に行財政改革審議会を発足し、その答申に基づいて策定。
- ・「市民とともに歩む行政運営」、「経営感覚をもった行政運営」、「ガラス張りの行政運営」を目指し、「地域・情報・人・財政・業務運営」の５つの視点から「組織」と「手続き」改革を基本方針と定めた。

④ 新行政改革大綱（改正版）【計画期間：平成２１年度～平成２５年度】

- ・米国のサブプライムローン問題や穀物・原油高の問題等、大きく変化した社会経済情勢などに対応するべく策定。
- ・前大綱に引き続き「地域・情報・人・財政・業務運営」の５つの視点から、「組織」と「手続き」改革を基本方針と定めた。

3. 本市の置かれた現状及び今後見込まれる環境の変化

(1) 財政状況

① 現状

ア. 経常収支比率

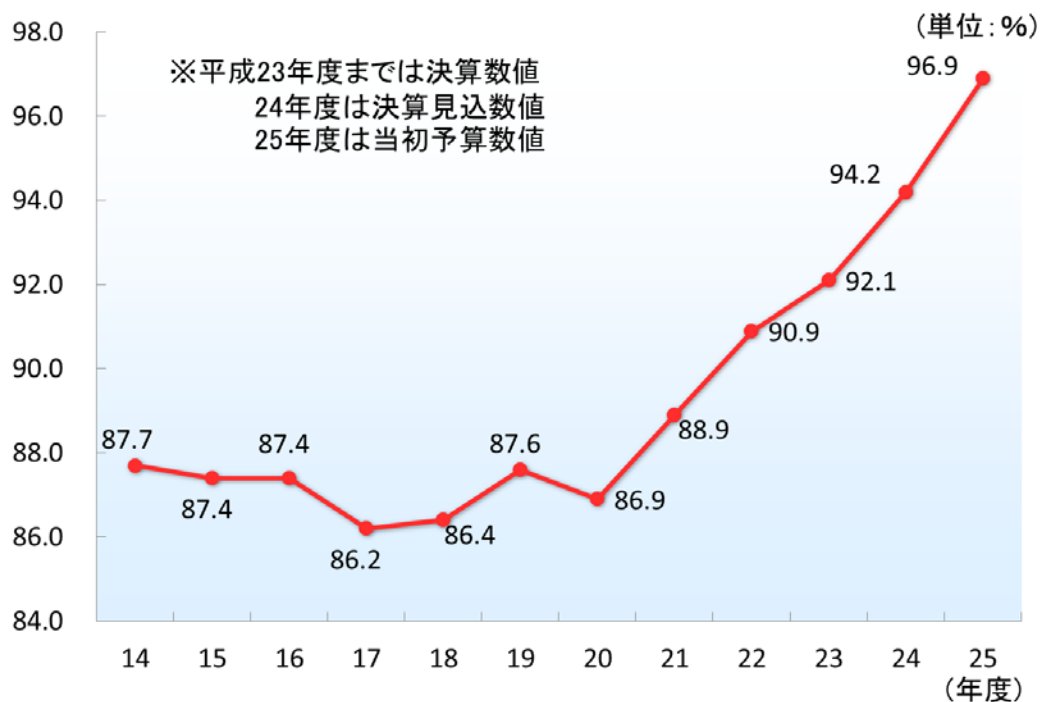
経常収支比率とは、市税等の毎年継続して入る使い道の自由な収入が、人件費・扶助費・公債費等の毎年継続して支出しなければならない固定的経費にどの程度使われているかを示す財政構造の弾力性を判断するための指標です。

この比率が低ければ低いほど使い道の自由な収入が多いことを表し、反対に比率が高ければ高いほど使い道の自由な収入が少なく、新たな事業や事業規模の拡大に応える余力が少ないことを示します。

本市の経常収支比率は、平成20年度までは概ね87%前後で推移していましたが、平成21年度決算以降急速に悪化し、平成21年度決算では88.9%、平成22年度決算では90.9%を超え、平成25年度当初予算では96.9%と、右肩上がりです。

経常収支比率を上昇させている原因としては、欧州の債務危機や円水準の高止まりなどにより景気回復が鈍化し依然として厳しい状況にあることも1つですが、生活保護費や障害者の自立支援給付費などの扶助費の増加や市民ニーズの高度・多様化による行政需要の高まりも、大きな原因と考えています。

《経常収支比率の推移》



イ. 本市の財政上の特色

本市は、収入の約6割が地方税であり、普通交付税は交付されていませんでした。

普通交付税は、地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するために国から地方公共団体に交付されます。

その額は、国が定める基準に基づき算定した地方自治体の行政サービスの実施に必要な経費「基準財政需要額」から、税収入等の見込み額「基準財政収入額」を差し引いた額です。

本市は、平成11年度に昭和58年度以来17年ぶりに交付団体となり、平成12年度も交付団体でしたが、平成13年度からは再び「不交付団体」となり、現在に至っています。不交付団体とは、「普通交付税が交付されない」団体のことで、国が認めた「自立した団体」ともいえます。

全国1,766の自治体のうち、平成24年度の不交付団体は前年度から4自治体減少し55自治体（都道府県は前年度同様東京都のみ）となりました。千葉県内の54市町村では、昨年度と同様5団体となりましたが、本市は財源不足団体でありながら、各自治体の財源不足額が普通交付税の総額を超えたため、一定の調整率を乗じた結果不交付団体となったものです。その後、国の補正予算により交付税総額が増額することを受けて平成25年3月に調整額が追加交付されることになり、12年振りに「交付団体」となりました。しかし、平成25年度の試算では再び「不交付団体」となる見込みです。

「不交付団体」というと、地方税収入が多いため独自の行政サービスを実施し易く裕福な団体というイメージがありますが、国県補助金の補助率の割り落としや、国の事業移管により発生する費用負担が交付税に算入されてしまうなどの不合理な財政措置があり、地方税収入が横ばいである現在の財政状況を鑑みると、益々厳しくなっていくものと考えられます。

また、国の制度改正により、本市のような普通交付税の交付が見込めない団体は、平成25年度から財源不足を補う臨時財政対策債の発行ができなくなったため、市単独事業を行う場合の歳入確保がさらに難しくなり、施策の実現に大きな影響を及ぼしています。

② 大綱の推進期間である8年間(平成25年度～平成32年度)の財政推計

歳入の見通しについては、現段階で確定している制度改正は見込み、そのほかは国の経済予測等を参考に推計しています。

推計によると、本市の収入の根幹である市税収入については、今後見込まれる人口の減少や先行きが不透明な景気の影響から、大幅な伸びを見込

むことはできません。

歳出の見通しについては、人件費は今後の職員数の推移などをもとに、普通建設事業費は一定規模の水準を維持することと現在進めている大規模建設事業なども考慮して、また、その他の経費は、過去の決算状況の推移などをもとに推計しています。

推計によると、高齢化の進展等による医療や介護などの社会保障費の増加や、都市計画道路や下水道の都市基盤整備、学校を含めた施設の更新、震災に備えた安全・安心なまちづくりのためなどに多大な経費支出が見込まれます。

平成24年10月に推計した財政収支見通しでは、歳出が歳入を超過し、毎年120億から170億程度、8年間で1,143億円の財源不足額が生じる見込みとなっています。

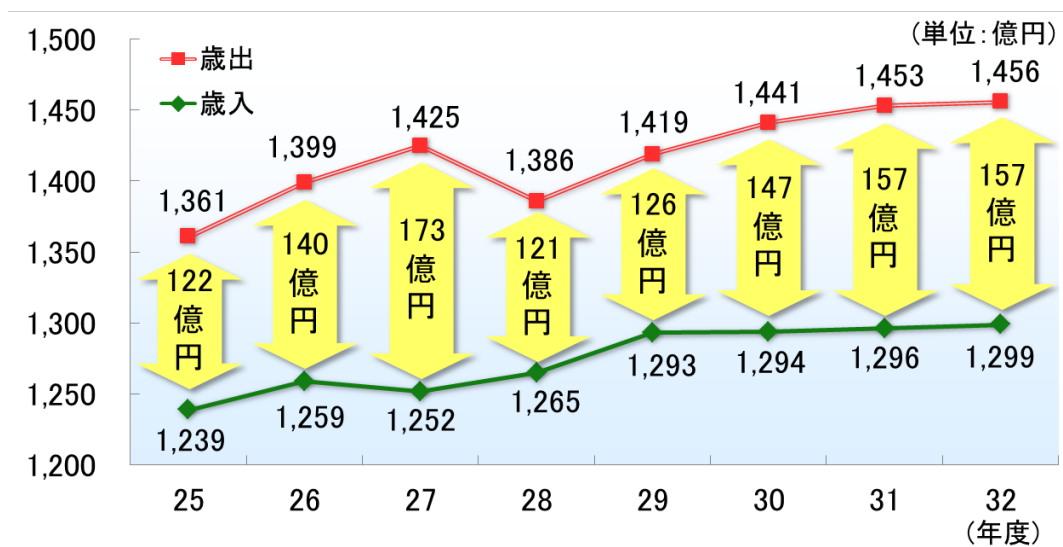
平成25年度の財源不足額は122億円と推計しましたが、予算編成における要求時の財源不足額は財政収支見通しを超える129億円となりました。そのため、内部管理経費の徹底した削減と、それでも不足する財源は基金等からの繰入れにより対応する非常に厳しい予算編成となりました。

しかしながら、財政調整基金等を取り崩すといった財源対策は何度でもできるものではありません。

また、このまま経常収支比率が上昇し100%を超えることになると、新たな行政課題に投資することはもちろん、毎年の必要経費を支払うことも難しくなり、市民生活に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

将来にわたり健全で持続可能な行財政運営を行うためには、行政の果たすべき役割を見直し、歳入に見合った歳出のスリム化を図らなければなりません。

《財政推計における収支不足額の推計(財源対策前)》



(2) 人口

① 現状

本市は、昭和24年に約10万人であった人口が昭和30年代後半から急増し、昭和61年には40万人に達しました。

その後は緩やかな増加傾向を示していましたが、平成22年7月の約47.6万人をピークに減少傾向を示し、平成24年10月の人口は約46.9万人となっています。

② 大綱の推進期間である8年間（平成25年度～平成32年度）の人口推計

ア. 総人口

本市の総人口は、引き続き緩やかな減少が続くものと見込まれます。

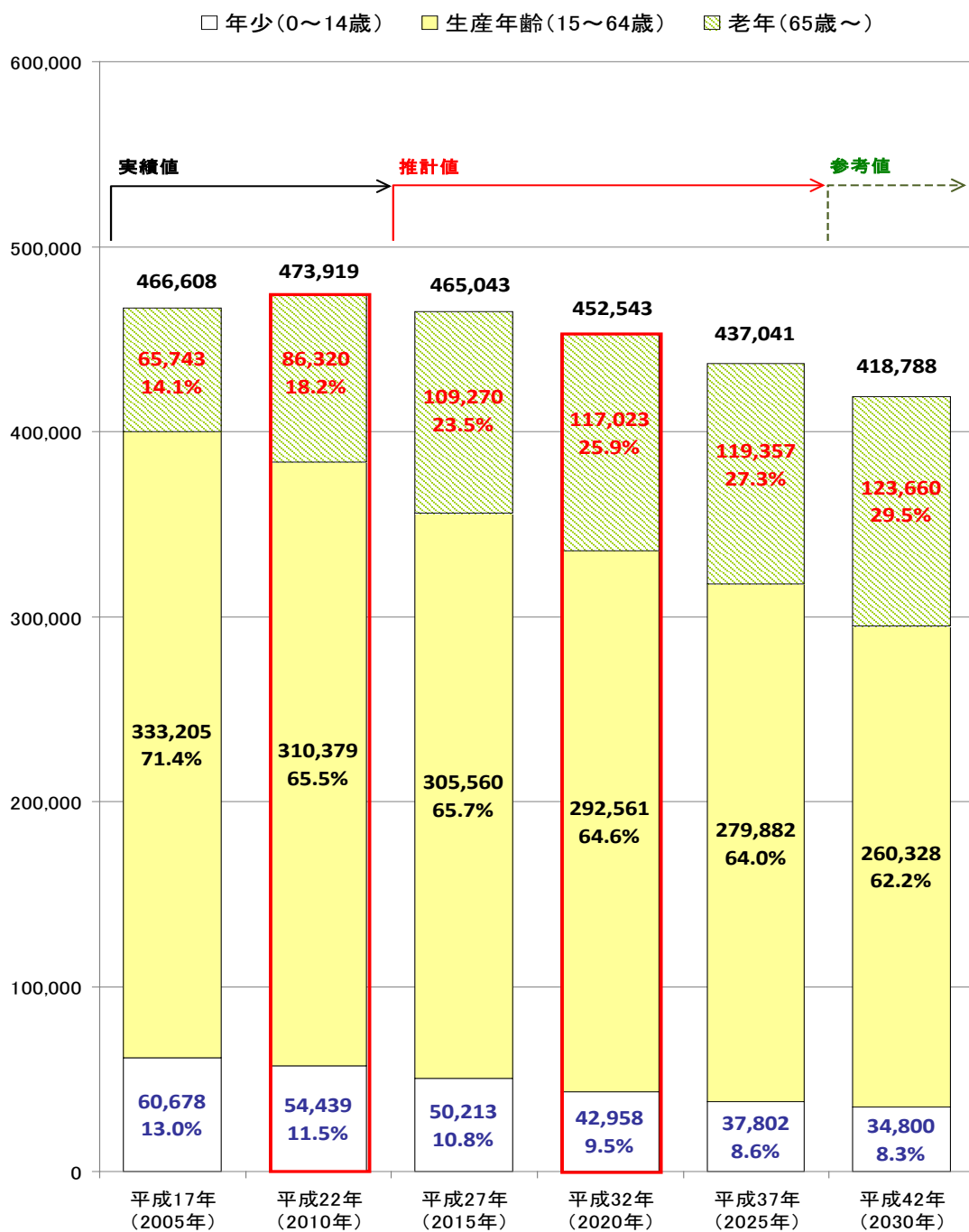
本大綱の最終年次である平成32年の推計人口は約45.2万人となり、ピーク時（平成22年7月）の47.6万人から2.4万人減少すると見込まれます。

イ. 年齢構成

平成22年における本市の年齢別人口別割合は、0～14歳の年少人口が11.5%、15～64歳の生産年齢人口が65.5%、65歳以上の老年人口が18.2%です。

これが、本大綱の最終年次である平成32年には、少子高齢化の進展により、0～14歳の年少人口が9.5%、15～64歳の生産年齢人口が64.6%に低下する一方、65歳以上の老年人口は25.9%に増加し、人口構成が急激に変化することが見込まれます。

《市川市の将来人口推計》



※平成17年と平成22年は国勢調査による実績値であり、総人口には年齢不詳も含まれますので、年齢別人口構成比の合計は100%になりません。また、平成27年以降については、推計処理（四捨五入）によって合計があわない箇所もあります。

(3) 国と地方の関係

① 行政改革に関するこれまでの状況

平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が国より示されました。

指針では、各地方公共団体が平成21年度までの「集中改革プラン」を策定し、民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理など行政改革を推進することが求められました。

また、平成18年には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が施行され、公務員の職員定数の削減及び給与の適正化による総人件費の削減、民間が担うことができる行政サービスについては廃止、民営化、民間譲渡、委託等を図ることなどが求められました。

本市がこれまで取り組んできた民間委託の推進や定員の適正化、給与の適正化などの様々な改革は、国の求めにも沿うところでした。

② 地方分権のさらなる進展

地方自治体は住民の意思に基づいて事務を行いますが、実際には国の法律や各省の政令などによって、多くの事務の執行や意思決定に一定の規制（義務付け・枠付け）が設けられています。こうした規制の緩和・撤廃や事務権限の移譲によって、地方自治体の裁量権を拡大し地方自治に住民の意思をより反映しやすくするための一連の取り組みが地方分権です。

国が設置した地方分権改革推進委員会が平成20年から21年にかけて政府に対し行った勧告を受け、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（通称：第1次・第2次一括法）が平成23年に相次いで成立しました。このことにより、合わせて957項目の義務付け・枠付けが見直され、地方自治体の条例制定権が拡大されるとともに、本市にも35法律39件の事務が県から権限移譲されるなど、近年、地方分権は大きく進んでいます。

また、地方分権改革推進委員会の勧告には積み残しもあるほか、道州制や大都市制度など地方のあり様を大きく変えるようなテーマも様々な場面で議論されており、今後も地方分権の進展が予想されます。

③ 今後の展開

本市としては、今後の地方分権改革の進展に的確かつ機敏に対応できる体制を整えておく必要があります。そのためにも、行財政改革を一層進めていくことが重要と考えています。

また、本市が今後も行財政改革に向けた取り組みを進めていくにあたっては、本市単独で取り組むには限界がある場合や、国・県の理解と協力が必要な場合があることも考えられます。例えば、権限移譲される事務を滞

りなく行っていくために必要十分な財源の措置を求めることなど、国・県に対して積極的な働きかけを行っていくことも必要です。

4. 目指すべき行財政運営の将来像

行財政運営の原点は、地方自治法により課せられている「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことです。この原点に立ち返って現在の行財政運営の状態を見つめ直す必要があります。

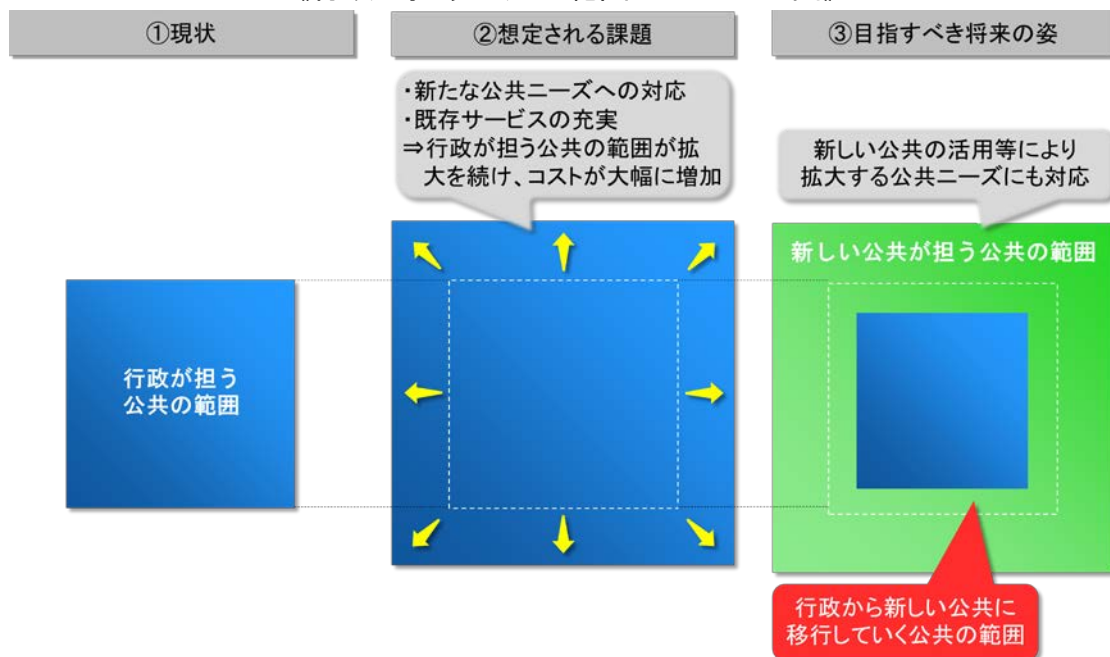
本市の行財政運営は、新たな公共ニーズへの対応や既存サービスの充実を常に求められているとともに、ニーズ増加や施設・設備更新等に伴うコスト増加のリスクにさらされ続けています。しかし、これを今までと同様の方法で対処していくことは、財政推計を見ても不可能です。

その一方、地域社会においては、社会的な課題の解決等に積極的に取り組む市民・民間の活動が盛んになってきております。「特定非営利活動促進法」の改正による追い風も受け、地域で活躍する市民や民間団体が、公共を担う新たな存在として成長しつつあります。

こうしたことを踏まえ、本市は、公共サービスが安定的に供給される地域社会を形成しつつ、官民役割分担と資源配分を適切に実行する行財政運営を目指すべきであると考えます。

公共サービスのうち行政でなければ行えないもの以外のものについては、積極的に新しい公共（公共サービスを担う行政以外の一切の主体）への移管や協働による実施に移行するとともに、行政資源の配分を見直すことにより、その実施基盤を整えていきます。

《行政が担う公共の範囲のイメージ図》



5. 基本方針・視点

(1) 基本方針

目指すべき行財政運営の将来像を現実のものとするため、『効率的な市民サービスの推進』、『財政健全化』、『最適な執行体制の確立』を本大綱の基本方針として位置づけ、それぞれに沿った個々の改革を掲げて取り組んでいきます。

① 効率的な市民サービスの推進

限られた行政資源により市民サービスを推進していくため、選択と集中により重点化と優先順位の明確化を図ります。

そこで、既存の事務事業や窓口サービス、市の施設について、本市の施策への寄与度、実施手法の改善余地、人員・予算配分の効率性等の視点から分析・評価して改善を行うことで、市民サービスの効率的な提供を目指します。

② 財政健全化

今後進行していく市内人口の減少、特に少子高齢化に伴う15歳から64歳の生産の中心となる人口の減少により、税収減に加えて「医療」、「介護」等の社会保障関係費が増大するため、将来にわたって持続可能な安定した財政構造の確立を図ります。

そこで、歳入面では市民サービスに対する負担の公平性確保に取り組む一方、歳出面ではコスト構造を明らかにして経費削減に取り組むことで、構造的な財源不足の解消を目指します。また、市の財政状況を市民にわかりやすい形で情報公開して、財政運営の透明性を確保します。

③ 最適な執行体制の確立

厳しい状況下において、市民の理解を得ながらさらなる行財政改革に取り組むため、無駄を排除した質の高い行政運営を目指します。

そこで、組織・定員の適正化、人材の育成などによる人的資産の効率的な活用や、人事・給与制度の見直しといった内部改善を継続的に行い、最適な執行体制の確立を図ります。

また、行政サービスの新たな執行の形として「協働」に着目し、その推進体制を構築、整備していきます。

(2) 視点

個々の改革の整合性や一貫性を確保するため、横串となる改革の視点として以下の3つを設定します。これらを念頭に置きながら、行政からの一方通行にならない多角的な改革に取り組みます。

① 市民本位の行政

市民ニーズを的確に把握して応えとともに、市民に分かりやすく親しみやすい行政を実現する。

② 行政資源配分の最適化

行政運営の無駄・非効率の排除の徹底と行政の担う分野の縮小により、行政サービスの重点化と優先順位の明確化を行うとともに、公平公正な受益者負担の実現により、市民が納得できる形での歳入確保を図る。

③ 新しい公共（市民との協働等）

公共に関する事務及び事業について、行政だけでなく市民や非営利活動団体、民間事業者等の民間の主体が担える環境を整えとともに、公共サービスの担い手の多様化を図る。

6. 推進計画（アクションプラン）

本大綱の基本方針を実現するための推進計画としてアクションプランを策定します。

アクションプランでは、取り組むべき個別、具体的な改革プログラムを掲げ、現状と課題を整理したうえで、年度毎の取り組み内容と可能な限り定量的な目標値を設定し改革に取り組んでいきます。

7. アクションプランの推進体制

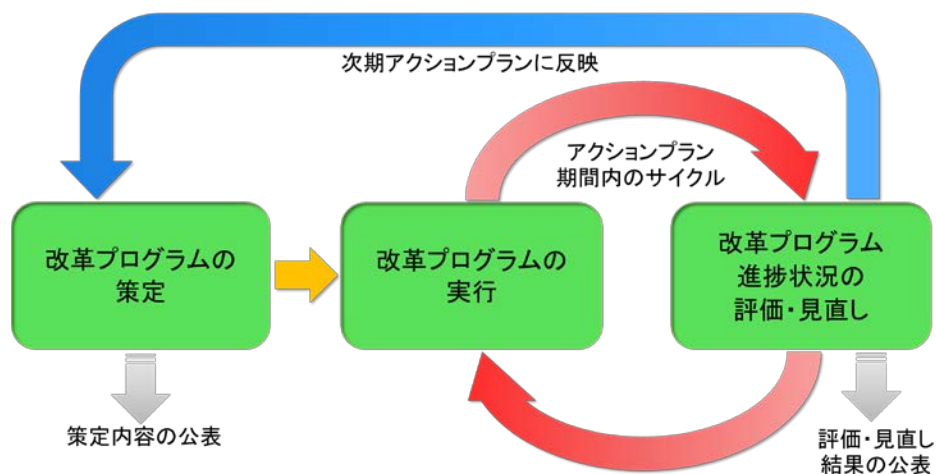
このアクションプランを着実に推進するため、各改革プログラムの取り組み状況について年間3回の調査・把握を行うとともに、3回目では取り組み状況を評価します。その評価とあわせて、実施手法の改善や目標値の設定変更といった見直しを適宜実施していきます。

これら一連のプロセスを確実に実行するため、推進体制を置きます。

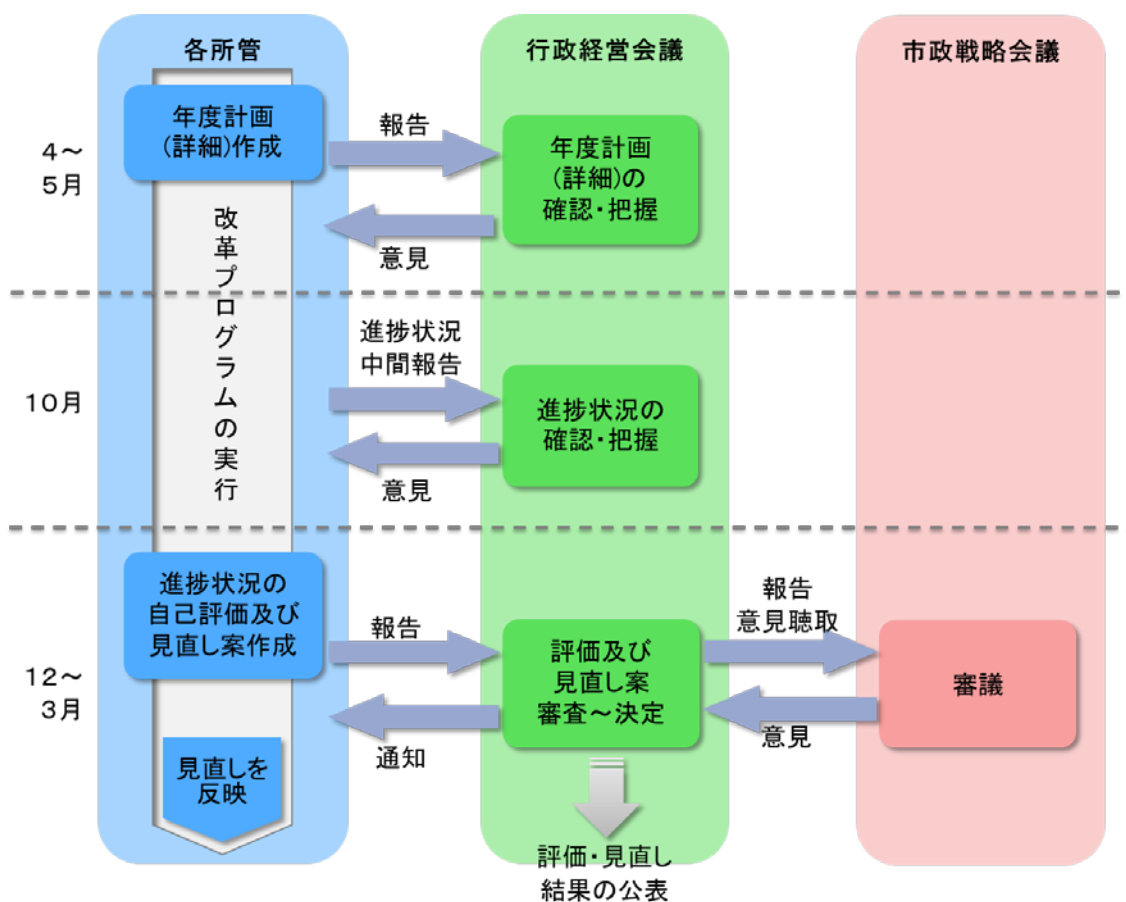
本推進体制では、行政経営会議を推進体制の取りまとめ機関と位置づけ、アクションプランの策定から、改革プログラムの実行、進捗状況の評価・見直しまでを管理する責務を有します。

さらに、市政戦略会議にもアクションプランの進捗状況に対して意見を求めることにより、市民からの視点や専門的見地を取り込むとともに、アクションプランの策定、評価及び見直し結果を市公式Webサイトなどで公表することにより、プラン全体の実効力を高めます。

《アクションプランの推進プロセス①～大綱推進期間（８年間）中のサイクル》



《アクションプランの推進プロセス②～アクションプラン期間中のサイクル》

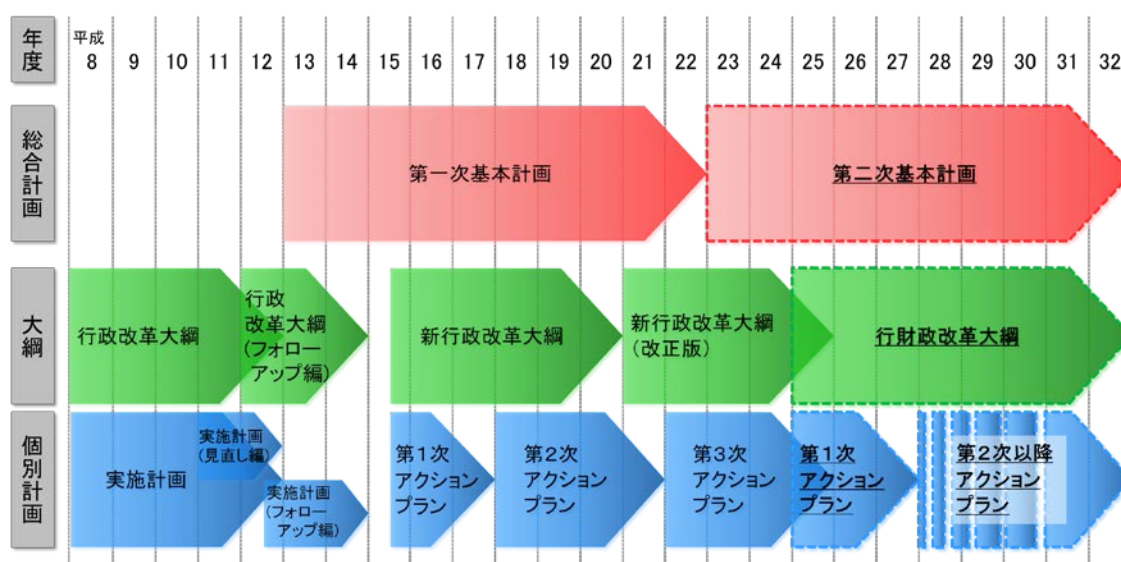


8. 推進期間

本大綱の推進期間は平成25年度からとし、終了時期は施策の一貫性を保つ観点から、総合計画第二次基本計画の終了時期と合わせ平成32年度までの8年間と定めます。

また、現下の厳しい財政状況に喫緊に対応する必要があるため、平成25年度から平成27年度までの3年間で第1次推進計画（アクションプラン）期間とし、行財政運営の基盤となる制度を早急に見直し・整備することや、取り掛かれることにはすぐに取り掛かるなど短期的に行うべき改革に集中的に取り組めます。

この第1次アクションプラン実施期間終了の際には、目標の達成状況や改革プログラムの実施における課題等を評価・整理するほか、その時点での本市を取り巻く環境をあらためて精査して、平成28年度以降の次期アクションプランを策定します。



行財政改革大綱

第1次アクションプラン

個別プログラムシート

平成26年5月

市 川 市

行財政改革大綱 第1次アクションプラン

平成26年4月1日現在

大分類	中分類	小分類	改革プログラム	所管課
1 効率的な市民サービスの推進	(1) 事務事業の最適化	① 事業・業務の効率化	1 事務事業の分析・見直しの推進	企画部 行財政改革推進課
			2 業務手順の改善	
		② アウトソースの活用	3 アウトソースの活用	企画部 行財政改革推進課
	(2) 窓口サービスの充実	① 市民目線での窓口サービスの充実	4 市民の利便性を重視した窓口の導入	企画部 行財政改革推進課 企画部 新庁舎建設課
	(3) 施設の最適化	① 経営手法の見直し	5 公の施設の経営効率化	企画部 行財政改革推進課
2 財政健全化	(1) 透明性のある財政運営	① 財務情報の提供	6 財務情報の提供	財政部 財政課
			7 施設別・事業別行政コスト計算書の活用	
	(2) 歳入の確保	① 自主財源の確保	8 市有財産の有効活用・処分	財政部 管財課
			9 負担の公平性の確保（市税）	財政部 納税・債権管理課
			10 負担の公平性の確保（市税以外）	財政部 財政課
			11 収納環境の整備	財政部 納税・債権管理課
			12 基金の積立（財政調整基金）	財政部 財政課
			13 基金の積立（庁舎整備基金）	企画部 新庁舎建設課
		② 受益と負担の適正化	14 使用料・手数料の見直し	財政部 財政課
			15 自己負担金の見直し	
	(3) 歳出の適正化	① 特別会計・公営企業会計の経営健全化	16 国民健康保険特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 国民健康保険課 保健スポーツ部 疾病予防課
			17 下水道事業特別会計の経営健全化	水と緑の部 河川・下水道管理課
			18 地方卸売市場事業特別会計の経営健全化	水と緑の部 河川・下水道整備課 経営改革室 経営改革課 経済部 農政課
			19 介護老人保健施設特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 保健医療課、介護老人保健施設ゆうゆう
			20 介護保険特別会計の経営健全化	福祉部 介護保険課
			21 後期高齢者医療特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 国民健康保険課
			22 病院事業会計の経営健全化	保健スポーツ部 リハビリテーション病院 保健スポーツ部 保健医療課
		② 財産管理の適正化	23 公共施設等の管理・維持保全(公共の建物)	財政部 管財課
			23-2 公共施設等の管理・維持保全(道路舗装)	道路交通部 道路安全課
			23-3 公共施設等の管理・維持保全(橋りょう)	道路交通部 道路建設課
			23-4 公共施設等の管理・維持保全(蓋かけ水路(橋梁))	水と緑の部 河川・下水道計画課 水と緑の部 河川・下水道管理課
3 最適な執行体制の確立	(1) 人事・給与制度の適正化	① 人事制度	24 昇格制度の再構築	総務部 人事課
			25 分限制度の適正な運用	
		② 給与制度	26 給与水準の適正化	総務部 職員課
		③ 人材育成	27 人材育成の推進	総務部 人事課 人材育成担当室
	(2) 組織・定員の適正化	① 組織編制	28 効率的な組織体制の構築	企画部 行財政改革推進課
		② 定員	29 定員適正化の推進	
	(3) 協働の推進	① 推進体制の整備	30 協働推進体制の整備	企画部 行財政改革推進課 市民部 ボランティア・NPO 課

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
1	事務事業の分析・見直しの推進	企画部 行財政改革推進課				
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	事業・業務の効率化
現状と課題		事業を分析する資料としては、予算要求時に提出する事務事業概要調書等があるが、事務事業についての統一されたフォーマットの一元化された資料がなく、各課が状況に応じて資料要求を行っているのが現状である。その一方で効果的な市政運営を実施するためにそれぞれの事業が果たしている役割や効果を明確にし、取捨選択することが必要であることから、各課で共有できる共通フォーマットの事務事業データを作成し、併せて分析の仕組みを構築することが急務となっている。				
3年間の取り組み内容		・事務事業について、課題の抽出の観点、可視化の観点から決算ベースでの分析票を作成し、事務事業の点検及び関連部署での情報の共有化を行う。 ・点検結果により、課題がある事業については、統廃合を含めた改善を進める。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①収集データの確定 ・関係部署(監査委員事務局、財政課、企画・広域行政課)と必要項目の調整 ②フォーマットの調整、決定(Excel) ②分析指標の検討 ・分析指標を関係部署と検討 ③事務事業データの収集と共有化の仕組み構築 ・各課に平成24年度決算ベースのデータの作成依頼・一次評価 ・提出された全データの共有化に向けた仕組みの構築と関係部署への配信 ④点検対象事業の抽出と評価 ・点検対象基準の決定と対象事業抽出 ・関係部署で庁内PTを編制 ・庁内PTによる二次評価 ・所管課による対応方針案の策定 ⑤最終評価の実施 ・行政経営会議にて対応方針案の検討、決定 ・決定された対応方針に基づいた活動計画の決定	・事務事業データの共有化 ・事務事業の効率化・改善	・緊急財政対策協議会ワーキンググループにおいて、改善事業の抽出・通知を行い、各課で改善に向けた取り組みを行った。 ・各事業の人件費データを積算するとともに、各課が持つデータを集約することにより基本データを一覧化できないか、検討を行った。 ・しかし、データの収集については準備を進め事業費、人件費、施策の体系等のデータを一元化させる方針だが、それ以外についても各課の負担を負わせない形での評価を行う検討を進めてきたものの、分析手法の確定と手法の構築をすることはできなかった。		
	②					
	③					
	④					
	⑤					
平成26年度	①	①事務事業データの収集と分析手法の構築 ・関係部署(監査委員事務局、財政課、企画課)と必要項目の調整 ・データの収集 ・各種データの集約・一覧化と分析に必要な基準の作成 ②事業分析の実施と二次評価 ・点検対象基準の決定と対象事業抽出 ・事業の分析の実施 ③最終評価の実施 ・分析結果を元に、庁内PTによる評価の実施 ・行政経営会議にて対応方針案の検討、決定 ・決定された対応方針に基づいた活動計画の決定 ※対応方針が確定した事業については所管に通知し、進行管理を行う	・事務事業の効率化・改善			
	②					
	③					
平成27年度	①	①事務事業データの収集 ②事業点検の実施と二次評価 ③最終評価の実施 ※対応方針が確定した事業については所管に通知し、進行管理を行う。	・事務事業の効率化・改善			
	②					
	③					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
2	業務手順の改善	企画部 行財政改革推進課				
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	事業・業務の効率化
現状と課題		業務の効率化を進める手法として、硬直化した業務手順(業務フロー)の分析や見直しが以前から求められてきたところであるが、業務手順の分析は各所管課の判断に委ねられており、十分には進んでいないのが現状である。 新たな視点を加えて各課の業務手順を分析・改善する手法を確立し、その活用により業務の効率化・改善を進める仕組みを構築することが課題となっている。				
3年間の取り組み内容		・各課の業務手順を客観的に把握でき、改善につなげることができる新たな分析・改善の手法を策定する。 ・硬直化している業務手順の分析を進めることにより、正規職員・定数外職員等のマンパワーの再配分、ICTの利活用、一部業務のアウトソース化などの改善策を導き出し、順次改善を進める。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①新たな業務手順の分析・改善手法を検討する。 あわせて、具体的事例を元に、見込まれる分析の効果や分析にかかる業務量を検証する。	・新たな分析・改善手法を作る ・5課程度の業務手順を改善	年度前半で業務フローの分析手法を構築(①②)し、福祉事務所で試行的に導入し、結果を踏まえてこども福祉課、保育課で分析を実施(③)した。こども福祉課においては、分析による改善策の実施まで到達できたため、26年度は結果を検証しながら、更なる改善につなげていく。福祉事務所、保育課については、継続して分析を行っていく。また、年度中に④の実施結果の検証を基にした手法の改善に至らなかったため、26年度初めに改善を行う。あわせて「アウトソースの活用」や「定員適正化の推進」など、他のアクションプログラムとの連携も図っていく。		
	②	②検証結果を元に分析・改善手法を作るとともに、必要に応じて情報システム部門など他課と連携して業務手順の改善を進める仕組みを作る。				
	③	③5課程度を分析の対象課として抽出・選定し、各課の主要な業務について業務手順を分析し、改善策を実施する。				
	④	④実施結果の検証により改善点、問題点等を洗い出し、手法を改善する。				
平成26年度	①	①前年度の検証 ・前年度の実施結果を検証し、問題点や改善点などを洗い出し、分析手法の見直し・改善を行う。 ②業務手順の分析・改善の実施 ・昨年度から継続する課と合わせて10課程度を対象課として選定し、順次実施していく。 ・対象課の主要な業務を抽出し、業務手順を分析し、改善策を検討する。 ・実施にあたっては、「アウトソースの活用」や「定員適正化の推進」など、他のアクションプランと連携しながら行う。 ③改善効果の検証 昨年度決定し実施した改善策の効果を確認・検証しし、状況に応じて見直しを行っていく。 ④次年度に向けた手法の改善 実施結果の検証による改善点、問題点を洗い出し、手法を改善する。	・10課程度の業務手順を改善			
	②					
	③					
	④					
平成27年度	①	①10課程度を目標に、各課の業務手順を分析し、改善効果が見込める業務を洗い出す ②洗い出した業務について業務手順の詳細分析を実施し、改善策を導き出す	・10課程度の業務手順を改善 ・実施内容の総括による手法の改善			
	②	③改善策の内容に応じ、順次業務手順の改善(マンパワーの再配分、ICTの利活用、一部業務のアウトソース化など)を進める				
	③	④実施で得られた成果・反省点等を総括(結果を翌年度以降の分析・改善手法の構築に活用)				
	④					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
3	アウトソースの活用	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	事務事業の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	②	アウトソースの活用

現状と課題	高度な専門性を必要とする業務や大量定型業務については、効率化等の観点から必要に応じて業務委託に切り替えてきている。実績として、サービスの向上や拡充、コスト減などの効果を得ているものの、一方で仕様や要求水準の設定、モニタリングの実施に必要なスキルを行政側としてどう維持するか等の課題も指摘されている。今後は、事業分析や業務手順の改善に取り組む中で、現在アウトソースを活用している業務も含めて業務実施手法の再確認が求められる。またアウトソーシング基準についても策定から8年を経過したことから、その内容を点検することが望ましいと考えられる。				
3年間の取り組み内容	・事業分析や業務手順改善の枠組みの中で、現在アウトソースを活用しているか否かに関わらず、最適な業務実施手法を市民サービスの維持向上や低コスト化等の観点から総合的に判断する。 ・なお、事業を一括してアウトソースするほうが、市民にとって良好なサービスを提供できると考えられる事業については、外郭団体の活用や「協働」の観点も取り入れた業務の実施手法の改善を進める。 ・アウトソーシング基準を点検し、本大綱に符合するように修正を行ったり運用方法を改めたりするなどの改正を行う。				
	取り組み内容		目標	結果	

平成25年度	①	①アウトソーシング基準の改正 ・引き続き関係各課と協議を続け、本市のアウトソーシングに関する課題や問題点を洗い出す ・上記の協議結果やアウトソーシングの現状調査を踏まえ、現行のアウトソーシング基準を改正する ②「事務事業分析」や「業務手順の改善」に基づくデータの収集及び分析 (プログラム名No.1「事業の分析・見直しの推進」及びNo.2「業務手順の改善」より) ③各事業や業務へのアウトソーシングの検討 ・アウトソーシング基準や事務事業分析等に基づき、各事業や業務のアウトソース化、直営化等の検討を行う ④これまでにアウトソーシングされている業務の現状分析 ・アウトソーシングの手法ごとにデータを収集する ・類似の業務に対する他市の事例を調査する ・上記2点やアウトソーシング基準等を踏まえ、現在アウトソーシングされている業務の検証を進める	・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化	①アウトソーシング基準を改正するための基礎資料となるデータが膨大であり、実態の把握に時間がかかってしまったため、基準の改正そのものはH26年度に持ち越すこととした。 ②H26年度も、引き続き二つのアクションプランとタイアップし、データの収集を進めていく。 ③アウトソースの視点から改めて全事務事業を見直すよう全庁的な通知を出した結果、各所管課から様々な外部委託の提案がなされた。H26年度も引き続き事務事業の見直しを喚起していく。 ④千葉市への視察など、他市事例の収集を行った。現状分析については、指定管理者制度やPFIなど、検証が不十分な分野があるため、引き続き分析を進める。	
	②				
	③				
	④				

平成26年度	①	①アウトソーシング基準の改正 ・関係各課と協議し、本市のアウトソーシングに関する課題や問題点を洗い出す ・上記の協議結果や④のアウトソーシングの現状分析等を踏まえ、現行のアウトソーシング基準を改正する ②「事務事業分析」や「業務手順の改善」に基づくデータの収集及び分析 (プログラム名No.1「事業の分析・見直しの推進」及びNo.2「業務手順の改善」より) ③各事業や業務へのアウトソーシングの検討 ・アウトソーシング基準や事務事業分析等に基づき、各事業や業務のアウトソース化、直営化等の検討を行い、必要に応じて各所管課に提案する ④これまでにアウトソーシングされている業務の現状分析 ・アウトソーシングの手法ごと(業務委託、指定管理者制度、PFI等)にデータを収集し、現状分析を行う ・類似の業務に対する他市の事例を調査する	・アウトソーシング基準の改正 ・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化		
	②				
	③				
	④				

平成27年度	①	①各事業や業務へのアウトソーシングの検討 ②これまでにアウトソーシングされている業務の現状分析	・各事業や業務へのアウトソーシングの適用 ・これまでにアウトソーシングされている業務の最適化		
	②				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管					
4	市民の利便性を重視した窓口の導入	企画部 行財政改革推進課、新庁舎建設課					
改革の視点	市民本位の行政	市民にとって利用しやすく負担の少ない窓口の実現を目指す		体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化				中分類	(2)	窓口サービスの充実
	新しい公共				小分類	①	市民目線での窓口サービスの充実
現状と課題		本市ではこれまで、市民向け窓口サービスの充実を図るべくさまざまな取り組みを行ってきた。現在、庁舎の建替えに伴い、「市民の利便性を重視した窓口」の導入を検討しているが、市民利用度の高い部署をどこに配置するか、ICTをどのように活用すれば有効なのかなど、検討すべき課題が多い。また、国が進めるマイナンバー制度も「市民向け窓口」のあり方に大きく影響することから、これについても引き続き状況を注視し、長期にわたって利便性の高い窓口を構築することが課題である。					
3年間の取り組み内容		平成25年度に策定される市川市庁舎整備基本構想をふまえ、市民が利用しやすく、かつ効率的に業務が行える集約型の総合窓口の創設を目指し、e-モニターや、郵送調査票での市民の意向を取り入れた基本方針を策定し、推進していく。また、本基本方針の策定に際しては、市民利用度の高い窓口部署を中心とした検討部会を設置し、現状の課題をハード面とソフト面双方において洗い出し、実効性を高める。それと並行し、先進市に視察等を行い、総合窓口の情報を収集して、市川市にふさわしい総合窓口の在り方を研究する。					
		取り組み内容		目標	結果		
平成25年度	①	①「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関するソフト面での具体的な事例の検討 ・庁舎整備に係るワンストップサービス窓口検討委員会でもとめた基本方針案を元に、基本方針の原案を作成した。平成26年の8月までに庁議に諮る予定である。 ②視察等による先進事例の情報収集 〈主なもの〉 ・7月に四街道市を視察 ・7月に窓口総合セミナーを受講し、マイナンバーや総合窓口先進事例の情報収集を行う 当初のスケジュールにあった検討部会については、すでに昨年、庁舎整備に係るワンストップサービス窓口検討委員会でもとめた基本方針案があり、現時点ではその内容と相違する箇所がそれほどないため、実施を見合わせた。		・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の検討	①基本方針案を作成した。今後、適宜、見直しを行いながら、26年の8月までに庁議に諮る。 ②他市の視察や、窓口総合セミナーの受講等から情報収集を行い、市川市として在るべき総合窓口を検討した。 基本方針の策定自体は、記載内容の見直し等を行うため、翌年度に持ち越しとなったが、原案についてはほぼ完成しているため、当初の目標は概ね達成できた。今後は、マイナンバーの導入の影響を考慮しながら、窓口システムの導入の是非や、申請書の統合等について、情報政策課等と連携しながら、検討していくこととなる。		
	②						
平成26年度	①	①証明書専用窓口で取り扱う証明書を新庁舎の基本設計までに仮決定するため、関連部署を集めて、会議を行う。 また、旅券事務所の場所や、サービス等について、市民課や財政課と調整しながら、検討を行う。 ②①で決定した内容を基本方針に反映し、8月末までに庁議にかけて、基本方針を策定する。 ③先進事例やマイナンバー等の情報収集を行い、市民の利便性を重視した総合窓口の在り方について、検討を重ねる。		・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の策定			
	②						
	③						
平成27年度	①	①「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関するソフト面での具体的な事例の検討		・「市民の利便性を重視した窓口の導入」に関する基本方針の改善			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
5	公の施設の経営効率化	企画部 行財政改革推進課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	1	効率的な市民サービスの推進
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	施設の最適化
	新しい公共	行政・民間事業者・NPO法人等、多様な主体の中から最適な経営主体を検討		小分類	①	経営手法の見直し

現状と課題	学校・河川・道路を除く約670施設の公の施設の管理運営は、実質的に各所管の判断で行われており、必ずしも行政経営全般の視点から各施設の経営状況の評価・改善が行われているわけではない。しかし、設置当初に求められていた役割を終えていたり、民間に委ねた方が市民に有益と考えられたりする施設もあると考えられ、各施設の点検が必要である。				
3年間の取り組み内容	各施設で提供される市民サービスの妥当性や向上余地、コスト等を評価・分析し、行政としての設置・資本投下の妥当性判断、サービス提供に適した経営主体の検討等を行う。都市公園(使用に一定の制限が設けられている施設(大町公園・国府台公園等)を除く)を除く10分野約290施設のうち、経営手法を見直すことによる改善の余地が大きいと考えられる施設(分野)から優先的に検証(経営の効率化)を実施する。検証に当たっては、必要に応じて市政戦略会議(施設の分野別内訳) ①高齢者福祉施設23 ②障害者福祉施設10 ③こども関連施設93 ④教育施設12 ⑤文化施設7 ⑥保健関連施設7 ⑦スポーツ施設12 ⑧貸館施設35 ⑨都市基盤施設84 ⑩その他9				

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① ② ③ ④	公共施設の基礎データを収集し、市川市市政戦略会議で評価の着眼点や、経営効率化について審議を行う。	「①、②」について、参考資料として、行政コスト計算書を含め、市政戦略会議へ提出し、具体的な効率化の提言を頂いた。また、経営方針を決定するための評価方法の着眼点の答申を受ける予定。 「③」について、施設の経営方針を決定するためには、施設を評価する基準が必要となるが、市川市は評価基準がないため、その着眼点の答申を受ける予定。答申を参考にして評価基準を策定し、施設の評価を行い、その後に市民アンケートの順序となることから、今回のアンケートは実施しなかった。 「④」について、答申が平成26年4月に出ることから、26年度以降、短期的な効率化に向けて各所管と連携を取り、効率化を促していく。 「見直し」について、次年度以降は、全施設を対象に経営の効率化を促し、各所管と連携を取りながらできるところから順次進めていく。
	① ②	市川市市政戦略会議の答申を元に、庁内で公共施設の経営効率化について、検証し、対応方針を決定する。	
	① ②	対応方針に基づき、公共施設の経営効率化について、関係部署とともに取り組む。	
	③		

平成26年度	① ②	①4月に市政戦略会議から諮問事項「行財政改革大綱 第1次アクションプラン 公の施設の経営効率化」について、答申を受ける。 ②答申を元に、公共施設の経営効率化が可能かどうかを庁内の関係部署とともに検証し、3月までに対応方針を決定する。	市川市市政戦略会議の答申を元に、庁内で公共施設の経営効率化について、検証し、対応方針を決定する。	
	① ②	①市政戦略会議への諮問、経営手法の検討・判断を実施 ②4分野の施設の所管ヒアリング、市民アンケートの実施 ③結論が得られた施設から順次、経営手法の見直しに着手(順次アクションプランに追加)	対応方針に基づき、公共施設の経営効率化について、関係部署とともに取り組む。	
	③			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
6	財務情報の提供	財政部 財政課				
改革の視点	市民本位の行政	市民、職員にわかりやすい財務情報を提供する	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	財務情報の透明化及び最適化		中分類	(1)	透明性のある財政運営
	新しい公共			小分類	①	財務情報の提供
現状と課題		現在の財務情報については、予算編成過程から決算までの一連の情報のほか、各種の指数・指標など幅広く多くの情報を提供している。指数・指標などについては、国が定めるルールに基づき算出されたものであるが、市民・職員がこれらがどのような内容であり、市がどのような状況にあるかを理解するのは困難である。よって、これらをより市民感覚でわかりやすい情報として提供し、現在の厳しい財政状況を正確に把握していただけるかが課題である。				
3年間の取り組み内容		財政運営の透明性を高め、市民によるチェック機能を向上させるとともに、市民及び全職員が現在の厳しい財政状況を理解し、行財政改革の必要性を認識出来るように、市民・職員にわかりやすい財務情報の提供を行う。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①現在の財政情報をWEBで提供 ・行財政改革の必要性を理解してもらう ・近隣市及び他自治体のWEB等を参考に、財務情報の提供・発信方法を調査 ⇒「市川市の財政状況」について歳入・歳出の状況、経常収支比率の推移等をグラフで示し、わかりやすい形に改めた(6月)。 ⇒財政課WEBで現在提供している財政情報を、近隣市及び他自治体のWEB等を参考にして目的別に整理し、必要とする情報をより検索しやすくするために、財政課WEBをリニューアルする予定で現在広報広聴課と協議。 ②e-モニター、庁内メールを活用して意見採取 ・さらに知りたい情報等意見を採用 ⇒WEB改修終了後、e-モニター、庁内メールで意見聴取を行う。 ③e-モニター、庁内メールの分析 ・採取した意見等を集約し、分析し、随時公表を行う。 ⇒分析した意見に基づきWEBの改善を行い、公表を行う。	意見・感想等の採取 情報収集・調査・分析情報収集	①他市の状況等を調査のうえ、「市川市の財政状況」の資料の公表を分かりやすい形で公表した。26年度においても、内容を改善していくものとする。 ②・③26年度の早い段階で市川市の財政状況を再度更新を行い、ご意見を頂く。見やすく、探しやすい、分かりやすい、財務情報の提供を他市を参考にして、更新を行う。		
	②					
	③					
平成26年度	②	①財務情報提供の手法について、他自治体の実施状況等を調査・検討 ②現在の市公式Webサイト上の財務情報について、平成25年度に行った検討結果を反映し、ページ構成を整理 ③平成25年度決算をふまえ、歳入・歳出決算額の推移、市税の状況、市債の状況、目的別・性質別歳出決算額の状況、基金の状況等をグラフにまとめた資料を作成し、市公式Webサイト、庁内メール等で発信 ④庁内アンケートにより、財務情報の提供に関する職員の意見を聴取。聴取した意見を分析し、次年度に向けた改善案を検討	財務情報の提供 検証・改善			
	③					
	①					
	④					
平成27年度	①	①職員向けに「本市の財政状況及び予算の執行管理について」研修等を行う。 ②他自治体の財務情報の提供などを参考に、ニーズ(市民・職員からの意見・感想等)に適合する方策の検証を行い、新たな財務情報の提供を行う。	財務情報の提供 検証・改善			
	②					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
7	施設別・事業別行政コスト計算書の活用	財政部 財政課				
改革の視点	市民本位の行政	市民、職員にわかりやすい財務情報を提供・発信する	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(1)	透明性のある財政運営
	新しい公共			小分類	①	財務情報の提供
現状と課題		現在、公の施設毎に施設別行政コスト計算書を作成しているが、財政運営の内部管理資料として活用できていない。また、事業別行政コスト計算書については、予算事務事業が多岐に亘っていること、人件費や使用施設の減価償却費等の配分基準を確立できていない等の理由により作成しておらず、事業毎のコストと、それに対する受益者負担や一般財源の充当の状況が明らかになっていない。				
3年間の取り組み内容		作成基準を確立したうえで施設別・事業別行政コスト計算書を作成し、企画・財政部門や各所管課において、使用料・手数料の見直しや施設のあり方、事業の有効性・効率性などを検討する資料として活用するとともに、市民等に公表する。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①事業別行政コスト計算書について作成基準を確立し、24年度決算事業別行政コスト計算書を作成する。 ⇒財務会計システムからの歳入・歳出データ、財務書類作成システムからの減価償却資産データ等を、事業別行政コスト計算書作成システムへ取り込み作業中である。データ整備完了次第、事業別行政コスト計算書の作成に着手する。 ②24年度決算施設別行政コスト計算書を作成し、使用料・手数料見直しの資料として活用する。 ⇒24年度決算施設別行政コスト計算書は作成済み。 ⇒同決算書の数値を活用して、適切な使用料・手数料の算定中である。 ③施設別・事業別行政コスト計算書を各所管課に還元するとともに、公表を行う。 ⇒事業別行政コスト計算書が完成次第、3月中旬に所管課への還元と公表を行う予定。	・24年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・施設別行政コスト計算書の活用 ・所管課への還元と公表の実施	①24年度決算施設別行政コスト計算書については、使用料・手数料の見直し資料として活用した。 ②24年度決算事業別行政コスト計算書については、ABC分析による人工をもとに人件費を各事業に配分したものを作成した。26年度は、各事業によりの確に人件費を反映させる方法について再検討する。 ③事業別行政コスト計算書の公表については、市民にわかりやすい公表方法を引き続き検討することとし、25年度は公表を行わなかった。		
	②					
	③					
平成26年度	①	①事業別行政コスト計算書の人件費について、計上基準を再検討し、必要に応じて全庁調査を実施する。 ②24年度決算施設別行政コスト計算書を公表する。 ③25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書を作成する。 ④25年度に引き続き、施設別行政コスト計算書を使用料・手数料見直し資料として活用する。事業別行政コスト計算書については、他市事例などを参考にして、市民等にわかりやすい公表の仕方や、活用方法について検討する。	・24年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の活用 ・25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・所管課への還元と公表の実施			
	②					
	③					
平成27年度	①	①25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書を企画部門の事業分析・統廃合の推進、業務手順の改善、公の施設の経営手法の見直し等の検討資料として活用する。 ②26年度決算施設別・事業別行政コスト計算書を作成する。 ③施設別・事業別行政コスト計算書を各所管課に還元するとともに、公表を行う。	・25年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の活用 ・26年度決算施設別・事業別行政コスト計算書の作成 ・所管課への還元と公表の実施			
	②					
	③					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
8	市有財産の有効活用・処分	財政部 管財課

改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共		小分類	①	自主財源の確保

現状と課題	事業残地など行政財産を含む未利用地について、全庁調査を実施し、全体把握を進めている。未利用地となっている市有財産の土地は、将来的に行政目的の手段として有効活用が図られる土地を除き、積極的に貸付、又は売却を進め財源の確保に努めている。 普通財産処分においては、一般競争入札によることが原則であるが、入札参加者がいない場合や、不調となった場合などは、その後の対応として先着順による公募を実施し、売却を進めている。しかし、それでも購入希望者が無く、売却できない状況となる場合があり、これについて何らかの対策を立てることが必要となっている。				
3年間の取り組み内容	・売却方法について募集方法等の工夫を行い歳入の増収に取り組む。また、住宅貸付者への売却促進を働きかける。 ・募集方法の工夫として、千葉県宅地建物取引業協会と協定を結び、購入希望者の媒介・斡旋の協力を依頼し、売却の機会を広め、市有地の売却の促進を図る。 ・購入者との売買契約締結後、所有権移転登記がなされた後に、媒介手数料として、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う。 ・売却に至らない未利用地の民間への貸付方策について検討を進め、財産の効率的な運用を図る。				
	取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	 ①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼(入札不調の場合など) ②購入者との売買契約締結後、所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う ③売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める ④住宅貸付者への払い下げを進めるために借受者への売却勧誘通知・訪問を強化する。 ⑤行政財産未利用地調査(参考) 平成25年12月末現在処分可能市有財産 6物件 約2.1億円	市有財産処分 4億円	①②千葉県宅地建物取引業協会へ1月28日に1物件の媒介依頼を実施したが、反応はまだない。 ③売却に至らない未利用地は、場所、形状などが不利な物件が多く、活用が難しい。粘り強く活用方策を検討する。 ④住宅貸付者への払下げは、売却勧誘により、一件売却することができた。引続き、通知文を発送しており、2～3件の反応はあるため、継続して売却勧誘する。 ⑤行政財産の未利用地は、都市計画道路3・4・18号の事業進展にともない、残地処分可能物件が増えてくるので、引続き未利用地調査を行い、処分を進める。 平成25年度実績:10物件3.1億円(年度途中追加分含む＝法定外、貸付地売却など)		
平成26年度	 ①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼(入札不調の場合など) 購入者へ所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う ②売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める。 貸付中の市有財産について、売却の可能性を検討する。 ③住宅貸付者への払い下げを進めるために勧誘や訪問を継続すると共に、借受者の相続時点における売却促進に努める。 ④行政財産未利用地調査 都市計画道路3・4・18号残地や外環道路内市有地の売却見込みを立てる。 (参考) 平成26年3月末現在処分可能市有財産 6物件 約2.1億円				
平成27年度	 ①千葉県宅地建物取引業協会へ、随時、購入希望者の斡旋・媒介の協力を依頼(入札不調の場合など) 購入者へ所有権移転登記がなされた後に、媒介業者へ売却代金の3%程度を支払う ②売却に至らない未利用地について、一時貸駐車場やその他の活用方策を含め、民間事業者への貸付が出来ないか検討を進める。 貸付中の市有財産について、売却の可能性を検討する。 ③住宅貸付者への払い下げを進めるために勧誘や訪問を継続すると共に、借受者の相続時点における売却促進に努める。 ④行政財産未利用地調査 都市計画道路3・4・18号残地や外環道路内市有地の売却見込みを立てる。				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
9	負担の公平性の確保(市税)	財政部 納税・債権管理課				
改革の視点	市民本位の行政	市民一人ひとりの公平・適正な税負担	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	公平性の観点による自主財源の確保		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保
現状と課題		収入未済額は、過去の滞納繰越分が累積したものと現年課税分の収入未済が翌年度に繰り越されたものから成り、平成23年度末時点においては、市税全体で約51億円もの収入未済額が存在している。この収入未済額を圧縮していくためには、現年課税分が翌年度に繰り越されることによって生じる未済額を如何にして縮減していくか、早期納付に導くかが重要であり、市税負担の公平性の確保のためにも、今後、最優先で取り組むべき課題であると認識している。 ・現状：平成23年度収納率(決算)【現年課税分】98.2%、【滞納繰越分】27.0% 【市税収入未済額の推移】(滞納繰越分+現年課税分) 21年度末時点:6,708,762(千円) 22年度末時点:5,708,363(千円) 23年度末時点:5,116,954(千円)				
3年間の取り組み内容		市税全体での収納率は、平成23年度決算時に過去10年の中で最高数値となる93.2%となったところであるが、更なる収納率向上を目標に据え、現年課税分と滞納繰越分それぞれに目標値を設定し、より効率的な滞納整理を実践する。 《平成27年度末までの目標値》 ・収納率【現年課税分】98.5% 【滞納繰越分】30.0%				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①滞納整理に係る基本スタンスを明示(基本対応、納税折衝、進行管理など)	・収納率 【現年課税分】98.3% 【滞納繰越分】28.0%	①について、滞納整理アドバイザーによる定期的な進行管理等を実施したことにより、徴収実績の向上が図られた。 ②について、定期的に内部研修を開催するとともに、外部研修へも積極的に参加したことにより、職員のスキルアップが図られた。 ③について、収納率を向上するため、徴収実績の分析を行い、効果的な徴収対策を実施することが出来た。 これらの取り組みにより、25年度の滞納繰越分の収納率は、34%を上回る見込みとなり、対前年度比4.0ポイント以上の増となる事が見込まれる。 また、25年度末における収入未済額は40億円を下回る見込みとなっている。 今後も現在の徴収体制を維持・継続し、現年課税分の収納対策を講じ、更なる収納率の向上を目指す。		
	② ③	②滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標へ向けた取り組みを実施 ③目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、より効率的な滞納整理を実施				
平成26年度	①	①滞納整理に係る基本スタンスを明示する。(基本対応、納税折衝、進行管理等) 滞納整理アドバイザーによる進行管理に加え、新たに管理職による進行管理を実施する。	・収納率 【現年課税分】98.4% 【滞納繰越分】29.0%			
	② ③ ④	②滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標に向けた取り組みを実施するとともに、4月から現年度対策を講ずるため、新たな組織を立ち上げる。 定期的な内部研修の実施をするとともに、外部研修へも積極的に参加する。また、新たに現年度対策PTを立ち上げる。 ③目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、より効率的な滞納整理を実施する。 定期的に「徴収対策会議」を開催し、情報を共有するとともに「全体会議」において、周知を図る。 ④専任オペレーターによる電話催告等システムの導入に向けたPTを立上げ、新たな徴収体制の構築を検討する。				
平成27年度	①	①滞納整理ガイドライン等を徴税吏員全員で共有し、目標へ向けた取り組みを実施	・収納率 【現年課税分】98.5% 【滞納繰越分】30.0%			
	②	②目標への取り組み状況を徴税吏員全員で研究・検証し、さらなる効果・効率的な滞納整理を実施				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
10	負担の公平性の確保(市税以外)	財政部 財政課				
改革の視点	市民本位の行政	市民一人ひとりの公平・適正な税負担	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	公平性の観点による自主財源の確保		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保
現状と課題		市税を除く収入の徴収、管理等については、納税・債権管理課が定める債権管理マニュアルにより処理しており、市としての共通認識がなされているところである。しかし、平成24年度決算における市税を除く一般会計の収入未済額は650,610千円となっており、公平負担とはいえない状況である。				
3年間の取り組み内容		直近の決算において、収入未済が発生している収入科目等について、個別の収入ごとの現況、課題、向上余地等を明らかにし、3か年の徴収計画を策定する。その後、徴収計画に基づく取り組みを実施し、収納目標(原則、対前年度以上の収納率を設定)の達成を目指すとともに、進捗管理、決算(出納整理期間後)におけるフィードバックにより、計画の修正、新たな課題の検討等を行う。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	① ② ③	①対象とする収入科目の調査 ・収入科目に関する現況データの整理 ⇒「収入未済科目における収納状況(平成23年度決算ベース)」を作成。債権区分、時効期間、滞納処分、催告、戸別訪問、口座振替、ペイジーの実施状況等を整理。 ②3か年・徴収計画様式の作成 ・フォーマットの調整、決定・収入未済対策説明会の開催 ⇒収入未済額100万円以上の科目については、収入未済対策計画表の様式を作成し、5/13に収入未済対策説明会を開催。収入未済額100万円未満については、滞納者一覧表の様式を作成し、5/27に収入未済解消に向けた説明会を開催。 ③3か年・徴収計画の策定 ・所管部署へ計画の作成依頼・提出されたデータのとりまとめ ⇒収入未済対策計画表、滞納者一覧表を取りまとめ。 ④計画に基づく取り組みの実施 ⇒各課による徴収の推進。 収入未済額100万円未満については、8月に各課ヒアリングを実施し、今後の徴収業務における取り組み姿勢を確認、指導。 ⑤進捗管理 ・年2回程度(12月、6月等)、所管より状況を聴取・適宜、計画の修正、改善を行う ⇒12月のヒアリングに向け準備中	・徴収計画の策定(計画に定める目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする) ・収納率の向上	②収入未済額100万円を概ねの基準とし、収納率の向上や適正な債権管理により収入未済の縮減に努めることとした。関係課を対象とした説明会を開催したことで、意識の共有を図ることができた。今後の更なる債権管理を推進すべく、条例制定を含め、検討していく。 ⑤26年度予算編成において、款担当者のヒアリングにより収納状況の進捗をヒアリングできたことから、財政部長ヒアリングは実施しなかった。		
	④ ⑤					
平成26年度	① ②	①3か年・徴収計画に基づく取り組みの実施及び進捗管理 ・所管課による徴収計画に基づく徴収の実施 ・徴収状況の聴取等の進捗管理 ②適正な債権管理体制の検討 ・議決が必要である私債権等の債権回収のための訴訟等の提起について、金額を限定して市長の専決事項とすることを検討。	・収納率の向上(目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする)			
平成27年度	① ② ③	①計画に基づく取り組みの実施 ②進捗管理 ③対策計画の策定・修正等	・収納率の向上(目標収納率は、対前年度決算以上の収納率とする)			
	④ ⑤					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
11	収納環境の整備	財政部 納税・債権管理課				
改革の視点	市民本位の行政	市民ニーズに合わせた収納環境の整備	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コスト面を重視した効果・効率的な収納体制の再構築		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共	第三者納付を含めた時代に即した納税環境の実現		小分類	①	自主財源の確保
現状と課題		本市では、平成18年度よりマルチペイメント、コンビニ収納など、時代のニーズに合わせた収納チャネルの拡充を図り、収納環境の整備を図ってきたが、現在のキャッシュレス時代の到来で、更なる収納チャネルの多様化が見込まれる。特に収納チャネルの拡充などでは、必要とされる時期、コスト等を見極め、タイムリーな対応等が必要である。 ・現状：平成23年度収納率(決算)【現年課税分】98.2%、【滞納繰越分】27.0%				
3年間の取り組み内容		クレジットカード払等の新たな収納チャネルを導入しつつ、コスト面からの費用対効果の再検証をはじめ、現行の収納体制を再構築し、市民のニーズや時代に即した納税環境の整備を進め、各年度における現年課税分収納率の向上及び収入未済額の圧縮を図る。 《平成27年度までの目標》 ・収納率【現年課税分】98.5% 収入未済額 12億円以下				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①新たな収納チャネル等を検討・研究し、導入へ向けた取り組みを実施	・収納率【現年課税分】98.3% ・収入未済額13億円以下	①について、新たにクレジットカードによる市税等の納付が可能となり市民サービス(利便性)が向上した。 ②について、年齢構成ごとの収納方法の分析を行った。 ③について、口座引き落とし再振替者に対し、新たに電話催告を行なうことにより収納額の確保を行なった。 今後は、出納整理期間である4月・5月において、現年度課税分に対する収納対策を講じることにより、現年課税分の収納率を目標値である98.3%以上とすることを目指す。		
	②	②より効果的・効率的な収納体制を確立するため、現行体制の再検証を実施				
	③	③年度における諸課題等を見直し、収納体制に反映				
平成26年度	①	①より効果的・効率的な収納体制を構築するため、現行の事務分担を再検証する。	・収納率【現年課税分】98.4% ・収入未済額12.5億円以下			
	②	②年齢構成ごとの収納状況の分析を行い、収納対策に反映させる。				
	③	③口座再振替者に対し、電話催告を実施し、収納額の確保を図る。				
平成27年度	①	①年度における諸課題等を見直し、収納体制に反映	・収納率【現年課税分】98.5% ・収入未済額12億円以下			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
12	基金の積立(財政調整基金)	財政部 財政課				
改革の視点	市民本位の行政	災害に強いまちづくりの実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	強固な財政基盤の確立		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保
現状と課題		不況時の税収減少や災害時の緊急的支出に活用できる財政調整基金は、不透明な経済状況が続き、また、首都直下型地震の可能性が見直されている現在にあって、これまで以上にその重要度を増しているが、反面、財政の硬直化の進行により、積立がままならない状況にもある。 以上を踏まえ、平成23年度決算から決算剰余金の2分の1以上を積み立てることとするよう条例を改正し、財政規律を高めたところであるが、実際に残高を確保していくためにはより一層の財政の健全化を進めることが課題となっている。				
3年間の取り組み内容		平成23年5月策定の財政運営指針では25年度末に80億円、30年度末に100億円の残高目標を立てたところであるが、25年度末残高において80億円以上を達成する見込みである。今後は、不況時の税収減にも対応できる柔軟性と大規模災害による緊急支出にも対応できる強固さを兼ね備えた財政基盤を確立するため、27年度末には残高を80億円確保することを目指す。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる ⇒平成24年度の実質収支額が1,625,977,508円と確定したことに伴い、財政調整基金に813,000,000円を編入し、平成25年6月18日から運用している。 ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組むとともに、歳入の増収に努める ・補正要因提出依頼の際に不用額の減額補正を求める。 ・当初予算及び補正予算の配当の際に、歳出の徹底した節減を求める。 ⇒平成25年度一般会計当初予算において2,690,000,000円、6月の補正予算において26,870,000円の繰入金を計上したところであるが、9月の補正予算時に増額となった歳入と歳出の確定した不用額について減額補正を行い、財政調整基金の計上を抑制した。 ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に止める。 ⇒平成26年度当初予算編成を行うにあたり、歳入の増収と歳出の徹底した見直しに努め、財源不足額を圧縮し、平成25年度末残高50億円以上を確保する。 平成25年9月末現在 残高9,131,065,053円 平成25年度末見込み 6,414,195,053円	・年度末残高50億円以上	②繰入金について、平成25年度当初予算で2,690,000,000円の予算計上を行ったが、補正予算での不用額等を活用し、繰入予定額を851,180,000円に圧縮した。 ③平成26年度当初予算における繰入金を最小限にするよう努めた結果、アクションプラン策定時の目標額を達成できる見込みから、各年度の目標額を上方修正し、引き続き財政の健全化に努めることとする。 平成25年度末 残高8,291,542,743円 (平成25年度繰入金を差し引いた額)		
	②					
	③					
平成26年度	①	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組むとともに、歳入の増収に努める ・補正要因提出依頼の際に不用額の減額補正を求める。 ・当初予算及び補正予算の配当の際に、歳出の徹底した節減を求める。 ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に止める。	・年度末残高70億円以上			
	②					
	③					
平成27年度	①	①年度当初(出納閉鎖後)には、前年度決算剰余金の2分の1以上を積み立てる ②執行段階では徹底した内部管理経費の節減や、不用額の励行に取り組むとともに、歳入の増収に努める ③当初予算編成時には、歳出の削減、歳入の確保に努め、財政調整基金の取り崩しを最少限度に止める	・年度末残高80億円以上			
	②					
	③					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
13	基金の積立(庁舎整備基金)	企画部 新庁舎建設課

改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	財政負担の平準化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共			小分類	①	自主財源の確保

現状と課題	庁舎には、災害に対する防災拠点機能及び利用者の安全確保が求められる中、現庁舎は第3庁舎を除き耐震性が低く、また行政サービスの拡大に伴い、庁舎は狭隘化・分散化している状況にあり、必要とされる庁舎機能が充足されていない。このため、早急な新庁舎整備が必要であるが、資金の確保には複数年を要するため、基金の積み立てが急務である。
3年間の取り組み内容	新庁舎の建設にあたり、一時的に増大する事業費に対して、財政負担の平準化を図るため庁舎整備基金の積み立てを行い、新庁舎竣工までの期間の各年度の一般財源所要額を8億円程度に抑制する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①庁舎建設のための基本設計・実施設計の開始 ⇒9月18日に新庁舎建設設計者選考委員会を設置するとともに、第1回の会議を実施。公募型プロポーザル方式による設計者選定を9月27日公告。 12月末に設計者選定、翌1月の基本設計・実施設計業務委託契約締結予定。 ②庁舎建設期間の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース)8億円の中で、庁舎整備基金を積み立てる。 【庁舎整備基金の積立計画】 24年度積立額(決算額) 11億1,506万円 25年度積立額(予算額) 8億 274万円 (24年度・25年度計 19億1,780万円) 26年度積立額(計画額) 8億円 (24～26年度計 27億1,780万円) 27年度より庁舎建設工事着工予定であり相当額の費用を要することから、基金への積立は予定しない。 【庁舎整備基金の取崩(繰入)予定】 建設工事費のピークを迎える28～31年度において単年度の一般財源所要額を10億円程度に抑制するよう計画的に取り崩し(繰り入れ)を行うもの。 ⇒25年度当初予算で計上した積立額(約8億円)については、市の資金計画の関係から、年度末(26年3月)の積立を予定。 ③ 仮庁舎(既存施設)の供用開始(仮庁舎(第四駐車場仮設庁舎)の建設 ⇒25年9月補正予算にて、仮庁舎(第四駐車場仮設庁舎)の予算(債務負担行為)が計上され、25年11月の入札に向け準備を進めている。	・年度末残高 19億円以上	①については、計画通りプロポ方式での設計者選定を行い、委託候補者及び次席者を特定し、26年1月に委託候補者と「新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託契約」を取り交わした。 ②については、25年度の目標とする基金の累計積立額19億円以上を確保できる見通しとなった。 ③については、計画通り既存施設を活用した仮庁舎を設置し移転を完了した。更に、第四駐車場に設置する仮設庁舎については、25年10月に賃貸借契約を締結し、計画に定めた26年5月に供用開始できる見通しとなった。
平成26年度	①庁舎建設のための基本設計・実施設計の作成 ②庁舎建設期間の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース)8億円の中で、庁舎整備基金を積み立てる 【庁舎整備基金の積立計画】 ◇25年度末累計積立額(決算額) 19億1,821万円 ◇26年度積立額(予算額) 6億4,365万円 (26年度末累計積立額:25億6,186万円) ◇27年度積立額(計画額) 1億3,814万円 (27年度末累計積立額:27億円) 27年度より庁舎建設工事に着工予定であることから、事業に要する一般財源8億円の中で、積立計画額(約1億4千万円)の確保を図っていく。 【庁舎整備基金の取崩(繰入)予定】 建設工事費のピークを迎える28～31年度において単年度の一般財源所要額を8億円程度に抑制するよう計画的に取り崩し(繰り入れ)を行うもの ③仮庁舎(南八幡仮設庁舎)の供用開始と仮庁舎(市川南仮設庁舎)の建設	・年度末残高 27億円以上	
平成27年度	①実施設計の作成及び工事費の積算 ②庁舎建設期間の財政負担平準化のため、年度事業費(一般財源ベース)8億円の中で、庁舎整備基金を積み立てる ◆27年度末基金目標残高 27億円(資金計画額) ◇26年度末基金残高(見込) 約25億6千万円 ◇27年度基金積立額(計画) 約1億4千万円 ◇27年度末基金残高(見込) 約27億円 ③仮庁舎(市川南仮設庁舎)の供用開始及び新第2庁舎の建設開始	・年度末残高 27億円以上	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
14	使用料・手数料の見直し	財政部 財政課

改革の視点	市民本位の行政	受益者負担の適正化	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共		小分類	②	受益と負担の適正化

現状と課題	使用料・手数料については、利用者の受益の程度に見合った額とする必要があるが、サービス提供に要する経費と利用者の負担額との間に乖離が生じている。 この乖離を解消するには現在の使用料算出方法を改める必要があることから、算出基準の見直しを行ったうえで料金の改定を行い、負担の適正化を図る必要がある。 また、使用料の減免について統一的視点による検証、整理を行う必要がある。				
3年間の取り組み内容	使用料を徴収している公の施設ごとに、施設の管理運営に要する経費(コスト)と利用者が負担する使用料(収入)との比較を行い、利用者の負担が適正と言える料金設定への見直しを図る。 また、減免の取り扱いの統一的整理を進める。				

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①見直し方針の検討 ・市政戦略会議への諮問 ⇒25年5月～8月にかけて4回の審議を行い、9月に答申が出された。 ②コスト計算及び使用料・手数料額の算出作業 ⇒答申の結果を踏まえ、24年度決算(施設維持管理経費)に基づく使用料・手数料額の算出を開始(25年9月～)。 ③使用料・手数料条例等の改正作業 ⇒②の作業完了後に庁内合意を得て改正作業を開始予定。 ④減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導 ⇒現在他市の例を参考に検討中。 ※消費税引き上げに伴う、使用料等への転嫁時期の検討 →一般会計、特別会計などの使用料及び手数料の料金に転嫁されている消費税相当額について、26年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、同様に消費税相当額の引き上げを行うため、12月議会に改正議案の上げを行うもの。 市民、利用者団体等へのコスト及び現在の利用者負担の状況等を公表(12月～) 【使用料(本体部分)の改正に向けた今後のスケジュール】 25.12月上旬 eモニター制度を活用した使用料に関するアンケートの実施 25.12月中旬 Webページ、広報いちはわへの情報公開 ⇒各施設の運営コストと利用者の実負担割合の状況 25.1月 公民館利用者団体への説明会の実施及びアンケート調査 26.4月～5月 パブリックコメントの実施 26.6月～7月 条例改正(案)の調整 26.8月下旬 9月議会に改正議案上程	・使用料・手数料の見直し方針の検討	①市政戦略会議の答申を踏まえ、見直し方針の検討を進めた。 ②平成24年度施設別コスト計算書等により使用料・手数料算定の基礎となる経費の算定を行った。(新料金(案)については、新たな算出基準が固まり次第、算出する予定。) ③25年12月議会で消費税率引上げに伴う改正を実施。使用料の本体部分については、26年度中の条例改正を目指すこととした。 ④減免については他市の基準等を収集し検討を進めた。 【周知等について】 ・eモニター:25年12月に実施済 ・広報いちはわ:26年1月18日号で使用料の現状について掲載 ・利用者説明会・アンケート調査:26年2月3,7日に実施済
平成26年度	①新たな使用料額(案)の算出(26年4～6月) ②使用料・手数料条例等の改正作業(26年7月～9月) ③各施設・広報・web等による素案の周知(26年7月～27年3月) ④減免の取り扱いに係る標準的基準の提示及び指導(26年4月～27年3月) ※消費税引き上げに伴う、使用料等への転嫁時期の検討	・使用料・手数料条例等の改正	
平成27年度	①新料金の適用	・新料金の適用	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管			
15	自己負担金の見直し	財政部 財政課			
改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(2)	歳入の確保
	新しい公共		小分類	②	受益と負担の適正化
現状と課題		市が提供する行政サービスの経費は、主に市税により賄われることになるが、特定のサービスについては、受益者負担の公平性を考慮し利用者に対して一定の負担を求めているものもある。 例えば、市民講座受講料、スポーツ教室参加費など実費相当額を徴収しているもの、若しくはがん検診や子ども医療費のように自己負担金として医療機関の窓口で直接負担してもらうものなどがある。 近年基礎自治体が担うサービスが拡大していくなかで、特定のサービスに要する経費も増大しており、適正な自己負担を求めているのであれば、これらの経費が市財政を圧迫する状況にある。			
3年間の取り組み内容		自己負担を新たに求める、或いは現行の自己負担金額を引き上げるべきサービスについて洗い出しを行い、「受益者負担の公平性」の観点から負担の適正化を図る。			
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①	①調査様式の検討、作成 ⇒今回見直す自己負担金の概要について、課内で共通認識を図り、所管課へ意図が伝わるような調査表を作成した。その際、なるべく簡素化し、どのようなサービスがあるのかを把握することを主眼とし、分かりやすくフローチャートを添付することとした。 ②現行サービスの洗い出し ⇒調査表の作成を所管課へ依頼した。(回答期限 10月18日) ③自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、基本的な考え方を整理 ⇒調査結果を考慮し、カテゴリー別や負担額、負担率といった視点から見直すべきサービスについて検討する。 ④関係部署と協議(計画・目標) ⇒自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、関係部署と協議する。 ⑤対象を決定 ⇒庁内合意を踏み、対象事業を決定する。	・自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスを決定	②現行サービスの洗い出しについて、所管課から提出された事業に加え、平成26年度当初予算ヒアリングの際に該当事業を洗い出した。 ③男女共同参画センター講座事業、養育支援訪問事業(産後家庭)において平成26年度より負担額の見直しを行うこととした。 その一方で、洗い出し事業のほとんどが、実費額相当分を既に徴収している、近隣市との均衡を図って設定している、政策的判断によるものであることが判明した。	
	②			平成26年度は、新たに自己負担金を設定する際に求める統一的な考え方を整理し、全庁的に周知を図る。	
	③				
	④				
	⑤				
平成26年度	①	①自己負担を求めるサービス及び現行料金を引き上げるサービスについて、基本的な考え方を整理 ②全庁的に自己負担金に関する考え方を周知する。 ③関係各課と協議、対象を決定 ④当初予算へ反映	・新たな自己負担金の設定		
	②				
	③				
	④				
平成27年度	①	①進捗管理 (関係部署による関係団体との調整) ②庁内合意が得られたサービスについて周知を行うとともに、翌年度予算に反映させる。	・新たな自己負担金の設定		
	②				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
16	国民健康保険特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 国民健康保険課、疾病予防課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応 保険税の据置き	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量・配置の適正化 保険税の見直し		中分類	(3)	歳出の最適化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	【現状】 低所得者層や65歳から74歳までの高齢者の加入割合が多いという、構造的な問題から国民健康保険税の収納率が低迷している。一方で、医療技術の高度化などにより、医療費は増大しており、歳入と支出のバランスが悪化している。そのため一般会計からの繰入が増加するなど、国民健康保険の経営は厳しさを増している。
	【課題】 ○収納率の向上 ○国民健康保険税の見直し ○医療費増大の抑制

3年間の取り組み内容	○収納率の向上について ・平成25年度より、個別催告書の毎月発送、分納不履行者への電話催告、加入手続き時の口座振替促進などを実施。 ・平成26年4月より、短期保険証の交付基準を滞納3年から1年に縮減し、滞納者への対応を厳格に行っていく。 ・平成26年度には、滞納整理業務担当を3名増員し、8名体制として、差押等滞納処分の一層の強化を図る。 ○保険税のあり方について ・国民健康保険運営協議会においてご審議いただき、その答申を踏まえ、平成26年度中に結論を出す。 ○医療費増大の抑制について ・ジェネリック医薬品差額通知や随時加入者へのジェネリック医薬品希望カード交付に加え、平成26年度よりジェネリック医薬品希望カードを全ての加入者に配布し、医療費の適正化に取り組む。
------------	---

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	①医療費削減に向けた啓発活動を強化する ⇒ジェネリック医薬品差額通知を発送 3,801件(12/2)・2,919件(2/28) ⇒医療費通知を発送 57,437件(12/20) ②効果・効率的な収納体制を確立するため、現体制の再検証を図る。 ・平成26年度において滞納整理チームの強化を図るため、正規職員5名から3名の増員予算を確保。集中的かつ効率的体制の確立を目指す。 ・短期保険証の取り扱い基準を見直し、滞納を3年から1年に縮減し、滞納者との接触機会を増やし納税に結び付けていく。 ・厳しい財政状況の中で、あるべき国民健康保険の運営を再検証するため、1月より国民健康保険運営協議会に審議していただき平成26年度上半期までに結論を出すこととした。 ③収納対策の実施 ・財産調査の徹底 ・滞納処分により換価額が、5,723万円と平成24年度決算額を2月末現在で775万円上回ることができた。 ・12月よりコールセンターを設置し、分納不履行者600人への電話催告の実施。 ・短期被保険者証発行対象予定5,168世帯に呼び出し状発送(1/14) ・2月より随時加入書等への口座振替普及啓発チラシの配布	◆収納率 【現年課税分】 86.8% 【滞納繰越分】 15.1%	国民健康保険の厳しい財政状況の中、医療費の適正化、収納率向上に向けた取り組みを行ってきたが、現年度収納率において、目標86.8%を達成することは困難な状況であり、最終的に85%台になる見通しである。 しかし、平成26年度に向け、滞納整理チームの体制強化、短期被保険者証の交付基準を見直し現年分、滞納分の収納強化を図っている。また、国民健康保険の厳しい実情を踏まえ、あるべき姿について、国民健康保険運営協議会での審議開始など、経営健全化に向けた基礎固めはできた。
平成26年度	①効率的かつ効果的な収納体制を整備したうえで、滞納の縮減に向けた取り組みを強化し、収納率の向上を図る。 ・滞納整理業務担当を3名増員 ・徴収アドバイザーの導入 ・短期保険証の交付基準を滞納3年から1年に縮減 ②社会保障と税の一体改革、景気動向、および運営主体の広域化などの改正動向等を見極め、保険税の体系を検討する。 ③医療費適正化に向けた取り組みを実施していく。 ・ジェネリック医薬品希望カードを全ての加入者に配布	◆収納率 【現年課税分】 86.4% 【滞納繰越分】 15.4% ◆ジェネリック医薬品使用率 数量ベース 30.0%	
平成27年度	①医療費削減に向けた啓発活動を強化する。 ②収納対策を実施する。 ・目標に向けた取り組みの実施 ・取組状況を研究・検証し更なる収納体制の確立 ・庁内外の研修に積極的に参加 ③社会保障と税の一体改革、景気動向、および運営主体の広域化などの改正動向等を見極め、保険税の体系を検討する。	取組結果の検証 ◆収納率 【現年課税分】 87.7% 【滞納繰越分】 16.0% ◆ジェネリック医薬品使用率 数量ベース 33.0%	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
17	下水道事業特別会計の経営健全化	水と緑の部 河川・下水道管理課、河川・下水道整備課

改革の視点	市民本位の行政	下水道使用料収納率向上による負担の公平化と自主財源の確保	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	県上水道との使用料徴収一元化による経営効率化		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	今後、外郭環状道路や都市計画道路3・4・18号の整備に伴い、下水道の面的整備が本格化し、多額の事業費が見込まれるため、コスト削減に取り組むとともに、中・長期計画を策定し整備を行っていく必要がある。一方、下水道事業の財源となる下水道使用料の収納率は、ここ数年、現年度分で約97%、滞納繰越分で約14%で推移しており、未収額が年々増加していることから、収納率向上のため、口座振替の更なる推進、休日訪問の実施、滞納処分の執行を行い、また、徴収事務受託者と連携した徴収体制を構築していく必要がある。 【平成24年度】 口座率:67.00% 現年分収納率:97.43% 滞納繰越分収納率:12.22%				
3年間の取り組み内容	・現年度分で約97.7%以上、滞納繰越分で15%以上の下水道使用料収納率とする。 ・徴収事務受託業者と連携した徴収体制を構築する。				

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	基本方針として収入未済額の圧縮、収納率の向上を図り、各年度の目標に設定された収納率を実現する。 ①口座振替の推進 ・使用開始時のPR。通常の下水道使用料納入通知書に口座振替依頼書を同封して送付。徴収委託業者による訪問徴収の際にPR。市内2箇所の徴収事務受託者窓口納付の際にPR(追加)。 ②県水道局と11市による上下水道徴収一元化へ向けた協議継続 ・受託業務等の細目検討、システムの仕様書案の検討、覚書に対する各市意見の検討。 ③滞納整理の強化 ・徴収受託業者と休日合同徴収を行う。財産調査を行い、財産発見次第、滞納処分を執行する。 ④収納率向上の取り組み(追加) ・徴収事務受託者との例会会議開催し、収納状況の把握(地区毎、担当毎に分析)、対応策の検討およびその実行。 ⑤督促状、催告書の記載文変更に向けた徴収事務受託者との調整 ・特に督促状は、滞納処分を強調したレイアウトに変更する。(平成26年度当初に向け調整中)	・口座率68% ・収納率 【現年課税分】97.5% 【滞納繰越分】15.0%	①口座振替の推進…過度なPRはクレームにつながったとの報告あり。引き続き推進しながら、別のPR方法も検討していく。 ②県水道局と11市による上下水道徴収一元化…費用負担の考え方や市に残る業務等に合意ができず、市川市を含め7市が先行して一元化するグループから一旦脱退した。今後は動向を見守り、メリット・デメリットの検証を行いながら、再度一元化協議に参加することも検討。 ③滞納整理の強化…一元化協議会等の開催が多数あり、思うように滞納整理が実施できなかった。今後は、改めて徴収事務受託者と休日合同徴収や市職員による財産調査・滞納処分の執行を行い、収納率向上を目指す。 ④収納率向上の取り組み…徴収事務受託者との会議を実施。滞納者の分布図を受託者より提出してもらい、効率的な徴収方法を検討中。 ⑤督促状、催告書の記載文変更…2月送付分から実施。
平成26年度	①口座振替の推進 ・パンフレット等の配布箇所の再確認。使用開始時のPR。通常の下水道使用料納入通知書に口座振替依頼書を同封。徴収事務受託者による訪問徴収でのPR。供用開始地域への配布。新たなPR方法や納付チャンネルなどを検討する。 ②徴収事務受託者と連携した徴収体制の構築 ・毎月徴収事務受託者と収納対策会議を開催する。(収納状況等の報告、未納状況は地区毎・担当毎に把握・分析し、善後策を講じるなど)。 ・ボーナス月を中心に休日合同訪問徴収を実施する。 ③滞納整理の強化 現年度分は徴収事務受託者中心に徴収事務を進め、滞納繰越分は市職員(滞納処分吏員)が中心に滞納整理を進める。 ・高額滞納事案(滞納額50万円超)については、滞納処分の執行が可能か否かを判断し、滞納整理を進める。 ・滞納額10万円以上の滞納整理に着手する。呼出状、差押予告通知書を送付。指定期日までに応じない場合は、法令に基づき滞納処分を執行し、債権の確保を図る。	・口座率 70% ・収納率 【現年課税分】97.6% 【滞納繰越分】15.1%	
平成27年度	①口座振替の推進 ②県水道局と11市による上下水道徴収一元化へ向けた協議継続 ③滞納整理の強化	・口座率 72% ・収納率 【現年課税分】97.7% 【滞納繰越分】15.2%	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
18	地方卸売市場事業特別会計の経営健全化	経営改革課		農政課		
改革の視点	市民本位の行政	食品流通の円滑化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	民営化の推進		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化
現状と課題		地方卸売市場については、施設の老朽化、市場周辺環境の変化等を踏まえ、市場の将来的なあり方・方向性について検討を行い、場内事業者と民営化に向け協議を進めている。 平成26年1月の行政経営会議で、平成29年4月に民営化予定と報告しており、今後は、後継事業者となる管理運営会社を決め、市場の継続に必要な施設整備を行なう必要がある。				
3年間の取り組み内容		○民営化に向けた手続 市川市としての民設民営のあり方をまとめるとともに、民営化のための受け皿となる管理運営会社を設立する。 ○施設整備に関する事項 施設改修計画の策定、耐震補強のための耐震診断及び実施設計などを行う。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	○民営化に関すること ①市場民営化検討会を設置し、場内事業者と民営化時の管理運営体制について協議。現在、検討会では、民営化後の市場のしくみや管理運営会社等についての理解を得ることから始めており、管理運営体制についての協議が完了するまでには時間を要する。 ○施設整備に関すること ②市場の施設整備のために、耐震診断・雨水貯留槽基本設計を実施。 耐震診断：耐震診断が終了し、補強計画案等策定中。2月末、耐震診断業務完了予定 雨水貯留槽基本設計：現在、基本構造の検討を終え、基本設計図等を策定中。1月末、基本設計業務完了予定	・市場の民営化に向けた管理運営体制の検討 ・施設整備に向けた検討	①民営化検討会を全6回開催し、民営化に向け管理運営体制について協議を進めたが、市と事業者、また事業者間での意見の調整が難航し結論には至らなかった。 ②耐震診断結果から補強方針を決定し、補強案を作成した。また、雨水貯留槽については当初予定していたHランプ上部への設置を断念し、市場出入口部地下に設置することが最適との結論に達した。 「見直し」について、市場の民営化については、次年度以降経営改革室と連携をとりながら、順次進めていく。		
	②					
平成26年度	①	①民設民営市場のあり方をまとめる。 ②民営化の諸課題を踏まえ、関係者等と次の事項について検討する。 ・管理運営会社の形態(出資比率等) ・管理運営会社への継承条件等 ・市場施設整備に関する事項(営業しながらの改修計画等の検討) ③管理運営会社等について行政経営会議に報告する。 ④管理運営会社等について市場運営審議会に報告し意見を伺う。	・管理運営会社の決定 ・管理運営会社との契約内容、継承条件案の策定 ・施設整備に関する検討			
	②					
	③					
	④					
平成27年度	①	①新管理運営形態への移行準備及び施設整備 ・管理運営会社と運営に関する協定の締結、事務引継ぎ ・千葉県と協議 ・雨水貯留槽整備工事 ・耐震補強工事 ・緑地整備工事 ・市場条例・特別会計の廃止手続	・継承会社の決定 ・施設の改修計画及び耐震計画の策定 ・施設整備計画の策定			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
19	介護老人保健施設特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 保健医療課、介護老人保健施設ゆうゆう				
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	民営化を含め最適な経営主体及び管理運営方法を検討		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化
現状と課題		現在市内には「ゆうゆう」以外に7つの施設があるが、「ゆうゆう」は市営であるため、他施設で敬遠される医療依存度の高い入所者を受け入れており、それに対応する人員を確保するためには入所者制限を行わざるを得ない。また、低所得者の利用が全体の80%以上と多く、これらのことが使用料の減を招いている。 さらに、短期入所者を多く受け入れることにより空ベッド数が増えて利用率が低下することや、収入未済の増なども歳入減の要因となっている。今後は、人件費の高騰なども見込まれることから、抜本的な経営改善や経営手法の見直しが必要になっている。				
3年間の取り組み内容		大幅な経営改善を行うか、新たな運営形態の変更への移行準備を行う。具体的には、経営コンサルタントで経営診断を行い、今後の経営についての判断を行う。経営改善を行うにあたり、必要に応じ部内や関係各部、課と調整や連携をとりながら迅速に対応してゆく。特に、運営形態の変更の指摘を受けた場合は、移行手続きを迅速に行うための準備を併行して行う。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①(運営方法の検討) ○専門の経営コンサルタントへの発注手続き ○委託業務の履行と結果報告 ○改善策、実施方法の検討	・運営方法の検討と経営の効率化	①(運営方法の検討) ○専門のコンサルタントによる財務的視点からの経営診断の結果、当施設については、「民営化」若しくは「指定管理者制度」による運営が望ましいとの結論付けがされた。次年度以降、新たな運営形態の移行に向けての方向性を示した。 ②(経営の効率化) ○市外利用希望者の申し込みについては、問合せ件数自体も少なく実際の利用に結びついたものも1件しかなかった。 ○使用料未納者対策については、積極的に対処した結果、収納率16.8% 2,948,753円を収納することができた。 ○条例の改正については、市外利用者の増が見込めないため今回は見送る。 ○施設利用約款の見直しを実施中。		
	②	②(経営の効率化) ◎業務内容見直しの検討 ○市外利用希望者の申し込み件数調査 ○使用料未納者の状況把握と対処方法 ○条例改正の有無の検討 ○施設利用条件等の見直し ◎見直した業務の実施				
平成26年度	①	①(運営形態の検討) ○望ましい運営形態のあり方について、25年度において専門のコンサルタントより示された財務的視点からの報告をもとに、政策的視点からの検討も加えるべく、外部有識者で構成する「市川市リハビリテーション病院等運営懇話会」(以下、「懇話会」という。)において検討する。 ○懇話会での検討結果をもとに運営形態について庁内の意思決定を行う。 ○決定内容を公表するとともに、実現に向けての具体的なスケジュールを作成する。 ○スケジュールに基づき、予算措置、条例改正等必要な手続きを順次進める。	・検討結果の公表 ・運営形態の決定及び移行スケジュールの作成			
	②	②(経営の効率化) ○市外及び通所リハ利用者増の対策の検討と実施 ○使用料未納者の状況把握と収納管理				
平成27年度	①	①改革の実施 決定した改革案への移行準備	・移行スケジュールに基づく移行準備			

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
20	介護保険特別会計の経営健全化	福祉部 介護保険課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	高齢化等による介護受給者の増加により、保険給付費が増大している現状となっているため、保険料収納の安定的な確保をしなければならない。 介護保険料の収納にあたっては、徴収体制の強化を図り、収納率の向上に取り組む必要がある。 《平成23年度～保険料収納率～》 【現年賦課分】 97.9% 【滞納繰越分】 10.4%		
3年間の取り組み内容	これまでの収納対策を継続し、更なる収納率の向上に取り組む。 《平成27年度末までの目標値～保険料収納率～》 【現年賦課分】 98.1%以上 【滞納繰越分】 10.6%以上		

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	◎収納対策強化 ①催告書送付 ・1回目 平成25年4月 ・2回目 7月 ・3回目 11月 ②訪問徴収(指導) ・1回目 平成25年5月 ・2回目 12月 ・3回目 平成26年3月 例年実施している徴収業務の課内協力体制を継続し、介護保険課課徴収担当を中心に、滞納者に対して訪問徴収(指導)を行う。これは被保険者に対する徴収強化を行うだけでなく、訪問指導を通して被保険者の介護保険制度への理解、意識向上に繋がっていくと考えられる。 今後も滞納者に対しての訪問徴収(指導)を継続して実施し、収納率の向上及び介護制度に対する理解を推進していく。	・徴収業務の協力体制を継続し、訪問徴収(指導)を行う ・収納率 【現年賦課分】 97.9% 【滞納繰越分】 10.4%	平成25年度の目標である「徴収業務の協力体制を継続し、訪問徴収(指導)を行なう」ことは、現在まで着実に実行してきた。3月の訪問徴収は、福祉部内各課協力のもと実施することができた。 「収納率」については平成26年3月末時点で現年賦課分が97.7%(前年度同月比0.2%増)で目標達成可能であり、また滞納繰越分は12.0%で目標達成済みである。 今後も収納対策を継続して実施することで、収納率向上及び介護保険制度に対する理解を推進してまいりたい。
平成26年度	◎収納対策強化 ①催告書送付 ・1回目 平成26年4月 ・2回目 7月 ・3回目 11月 ②訪問徴収(指導) ・1回目 平成26年5月 ・2回目 12月 ③電話催告 ・1回目 平成26年10月 例年実施している徴収業務の課内協力体制を継続し、介護保険課課徴収担当を中心に、滞納者に対して訪問徴収(指導)を行う。これは被保険者に対する徴収強化を行うだけでなく、訪問指導を通して被保険者の介護保険制度への理解、意識向上に繋がっていくと考えられる。また、本年度は第6期介護保険事業計画における介護保険料の設定作業を行なうため、訪問徴収を2回の実施とし、電話催告を1回行うこととする。今後も滞納者に対しての訪問徴収(指導)を継続して実施し、収納率の向上及び介護制度に対する理解を推進していく。	・取り組み方針に基づき改善策を実施 ・収納率 【現年賦課分】 98.0% 【滞納繰越分】 10.5%	
平成27年度	収納対策強化 ①催告書送付 (4月、7月、11月) ②訪問徴収(指導)の実施 (5月、12月、3月) ③収納対策取り組みの評価 ④取り組みの検証、人員等の見直し (H28年度当初予算に反映させる)	・取り組み結果を検証し、平成28年度当初予算に反映させる ・収納率 【現年賦課分】 98.1% 【滞納繰越分】 10.6%	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
21	後期高齢者医療特別会計の経営健全化	保健スポーツ部 国民健康保険課

改革の視点	市民本位の行政	丁寧で柔軟な対応	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量・配置の適正化		中分類	(3)	歳出の最適化
	新しい公共			小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化

現状と課題	高齢者の増加に伴い、後期高齢者医療に係る負担金が増大することが見込まれる。公平性の観点からも、収入未済額の減少に向けてより効率的な収納体制を確立し、収納率の向上を図る方策を検討する必要がある。					
3年間の取り組み内容	収納対策を強化し、収納率の向上及び収納未済額の減少に取り組む。					
	取り組み内容		目標		結果	
平成25年度	①	①効果・効率的な収納体制を確立するため、現体制の再検証を図る ⇒平成24年度の収納体制の再検証を行なった。(5月に検証)再検証した結果として、これまでは、主に、臨戸指導による収納対策を実施していたが、今後は滞納処分(執行停止を含む)による収納対策を実施するための体制整備を検討している。	②再検証を基に収納対策の強化・実施を図る ⇒口座振替の推進(6・7・8月 689件の依頼書送付) 滞納者来庁要請通知の送付(6・7・8月 44件送付 納付額1,412千円) 職員一人につき約30件、全体で240件の電話催告の実施。(9月) 納税債権管理課相談員篠塚氏による実務研修(4月) 滞納処分に関する職員研修を実施(7月) ⇒口座振替の推進(9月～3月 2,127件の依頼書送付) 全体で約400件の電話催告の実施(10月～3月) 催告書の送付(12月 1,101通・2月 871通) 特別催告書の送付(12月 22通 3月 6通) (財産調査・差押予告を文面明記) 分納不履行通知書の送付(2月、3月 35件)	収納率 98.1% (現年分及び滞納分の合計)	24年度までの収納体制について再検証を行い、これまでは、主に臨戸指導による収納体制をとっていたが、25年度は累積滞納者が多いことから、納付の公平性を考え、より厳しい収納体制により財産調査、差押予告が明記された特別催告書等の送付、また職員全員による電話勧奨、口座振替の推進等により、25年度目標値の収納率98.1%は達成する見込みである。 26年度に向けての見直しとしては、現年分について早期に接触し滞納繰越を減少させるように取り組む。	
	②					
平成26年度	①	①収入未済額の減少に向けた収納体制を整備するために、25年度の体制について再検証を図る。	②再検証を基に収納対策の強化・実施を図る。	収納率 98.4% (現年分及び滞納分の合計)		
	②					
平成27年度	①	①収納体制を検証し収納対策の強化・実施を図る。		収納率 98.5% (現年分及び滞納分の合計)		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
22	病院事業会計の経営健全化	保健スポーツ部 保健医療課、リハビリテーション病院				
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共	最適な経営主体及び管理運営方法を検討		小分類	①	特別会計・公営企業会計の経営健全化
現状と課題		公立病院の経営悪化については、全国的にも問題となっており、総務省より示された「公立病院改革ガイドライン」に基づき、本院においても平成21年度に「リハビリテーション病院改革プラン」(以下「改革プラン」という)を策定し、経営改善に取り組んでいる。 しかし、人件費の恒常的な増加による経営圧迫が懸念されるため、経営形態の見直しを含めた経営改善を行っていく必要がある。				
3年間の取り組み内容		平成22年3月に策定した「改革プラン」に基づき、引き続き経営改善に取り組むとともに、大学教授や公認会計士など外部有識者の意見を取り入れながら運営形態の見直しを検討し、平成25年度末に方向性を提示したうえで、具体的な運営形態の手法を検討していく。また併せて、平成25年度に医療・福祉施設を専門とする経営コンサルタントに委託し、財務分析、将来性等を分析し、望ましい運営形態の方向性について提案を受ける。以上を踏まえ、市政戦略会議への諮問を行った上で運営形態の決定を行い、決定した運営形態への移行準備を進める。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①(運営方法の検討) ○専門の経営コンサルタントの導入 経営分析、人口・需要予測などの将来推計に加え、望ましい運営形態についての提案を専門コンサルタントに委託する ・コンサルタントからの提案 ②(経営の効率化) ○改革プランの点検・評価 「改革プラン」に基づき、経常収支比率や病床利用率などの数値目標を達成するための経営効率化を行う ・病床利用率95%・医療収益の向上・外来患者数の増など ③(再編・ネットワーク化) ○他病院との統合など、再編・ネットワーク化の模索 ④(経営形態の見直し) ○①による専門コンサルタントからの提案を受け、点検・評価懇話会での検討を踏まえ、方向性を決定する。	・運営方法の検討と経営の効率化	①(運営方法の検討) ○専門のコンサルタントによる財務的視点からの経営診断の結果、当施設については、「地方公営企業法全部適用」・「指定管理者制度」若しくは「民営化」のいずれかによる運営が望ましいとの結論付けがされた。 次年度以降、新たな運営形態の移行に向けての方向性を示した。 ②(経営の効率化) ○「改革プラン」に基づき、経営の効率化を図ってきたが、一部目標値を達成することができなかった。 ③(再編・ネットワーク化) ○空床情報の提供及び地域連携バスの運用をとおして民間医療機関等を含む地域医療機関との連携を図った。 ④(経営形態の見直し) ○左記の報告に基づき点検・評価懇話会において検討した結果、リハビリ医療が政策医療であり、安定かつ継続的な医療の提供を可能とするためには「地方公営企業法全部適用」による運営が望ましいと結論付けがされた。		
	②					
	③					
	④					
平成26年度	①	①(運営形態の検討) ○望ましい運営形態のあり方について、25年度において専門のコンサルタントより示された財務的視点からの報告をもとに、政策的視点からの検討も加えるべく、外部有識者で構成する「市川市リハビリテーション病院等運営懇話会」(以下、「懇話会」という。))において検討する。 ○懇話会での検討結果をもとに運営形態について庁内の意思決定を行う。 ○決定内容を公表するとともに、実現に向けての具体的なスケジュールを作成する。 ○スケジュールに基づき、予算措置、条例改正等必要な手続きを順次進める。 ②(経営の効率化) ○改革プランの点検・評価は平成25年度をもって終了となったが、引き続き「改革プラン」に基づき、経常収支比率や病床利用率などの数値目標を達成するための経営効率化を行う。 ・病床利用率95%・医療収益の向上・外来患者数の増など ③再編・ネットワーク化 ○他病院との統合など、再編・ネットワーク化の模索。	・検討結果の公表 ・運営形態の決定及び移行スケジュールの作成			
	②					
	③					
	④					
平成27年度	①	①決定した運営形態への移行準備	・移行スケジュールに基づく移行準備			

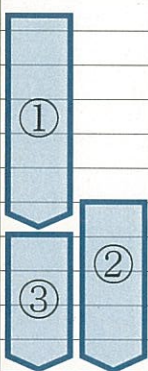
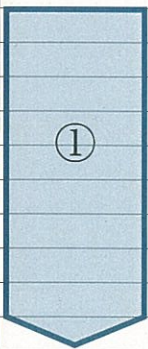
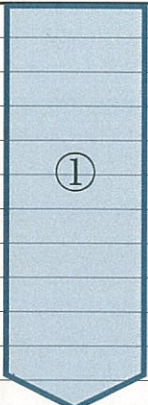
第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管			
23	公共施設等の管理・維持保全(公共の建物)	財政部 管財課 公共施設マネジメント担当室			
改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共		小分類	②	財産管理の適正化
現状と課題		市有施設は老朽化が進み、大規模な改修や建替などの時期が到来しつつあり、維持・保全にかかるコストの増大が予想されるところである。既存の施設を適切に維持管理していくために、建物や設備の劣化状況に応じて計画的に対応することが求められている。しかし、本市の財産台帳には施設の修繕履歴や維持管理経費等の詳細情報がなく、将来の計画的な保全ができない状況にある。			
3年間の取り組み内容		市有施設のデータベース化を進め、全庁的な情報の共有化を図り、建物のストック情報を兼ね備えた施設台帳の整備に取り組む。これにより将来の修繕需要と経費のシミュレーションを行い、施設のライフサイクルコスト等の情報の見える化を図るとともに、効率的な管理運営を行う手法としてファシリティマネジメントを導入し、長期保全計画を策定する。			
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	① ② ③	①市有施設の基本項目・詳細項目の収集、整理 ・各課への照会済(基本項目・詳細項目)、全棟回収予定平成26年3月31日 (参考)平成25年11月29日現在、各課からの回答 基本項目228棟、詳細項目回答期限 平成26年1月31日 ・保全情報システム(BIMMS)登録 最終登録棟数 600棟(予定) (参考)平成25年11月29日現在、BIMMSへの登録 基本項目228棟、詳細項目39棟 ②基本方針策定のためのプロジェクトチームを設置 ・平成26年度の組織編制を踏まえながら、プロジェクトチームのあり方を含め、検討していく。 ③基本方針の策定 ・施設構成、利用状況、財政状況等を勘案したうえで、延命化、建替え、統合、廃止などのうち最も効率的な資産運用方策を経営的視点から検討する。 (素案策定平成25年3月、策定平成26年5月予定)	施設データ600棟登録	①H25年度末 BIMMSへの入力状況 BIMMSの入力には専門的な知識が必要なこと、また、図面自体が無い施設等も多かったことから、全約600棟中、基本項目までの入力が255棟、詳細項目までの入力が191棟にとどまった。H26年度は、技術系職員を配置した担当室において、入力の完成を目指す。 ②基本方針の策定や今後の全庁的なファシリティマネジメントの導入に向けて、関係課と水平連携できる仕組み(PT等)を検討する。 ③総務省から策定を要請されている公共施設等総合管理計画と基本方針を含めて公共施設白書を平成26年度に作成する。(一般競争入札により平成26年6月に公共施設白書作成業務委託契約予定)	
平成26年度	① ②	1. 公共施設白書の作成 (1)所有施設等の現状 (2)施設全体の管理に関する基本的な方針 (3)適正管理に対する考え方 ・点検・診断等の実施方針 ・維持管理、補修、大規模改修、更新等の方針 ・安全確保の取組方針 ・長寿命化の推進方針 ・統廃合の推進方針 ・適正管理体制の構築方針 (4)フォローアップの方針 2. 保全情報システム(BIMMS)の保有データ更新 将来的な公共施設マネジメント計画策定及び、その適正な運用に向けて、引き続きデータ整備を進めるとともに、修繕履歴等の入力を各施設管理担当所管にて行えるよう全庁的なレクチャーを実施。	公共施設白書(国の指針に基づく公共施設管理の考え方を含む)作成 施設データ600棟更新		
平成27年度	①	①長期保全計画の策定 ※No.5.公の施設の効率化と連携して検討	長期保全計画策定(総合管理計画)		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-2	公共施設等の管理・維持保全(道路舗装)	道路交通部 道路安全課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共			小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題	- 本市の認定道路の延長は約728kmであり、補修が要望に追いついていない。 - 幹線道路は生活道路より舗装構成を高めるため、多額の工事費用がかかる。そのため、生活道路の補修要望が満足できていない。 - また、幹線道路を簡易な補修とすると、補修サイクルが短くなり、非効率となる。				
3年間の取り組み内容	舗装構成が高い道路の補修費のコストを抑えるため、舗装の損傷が大きくなる前に補修を行なえるよう、計画的に管理する必要がある。 このため、市の認定道路約728kmのうち、交通量が多く主にバス通りとして利用されている主要幹線1級・2級市道約150kmの効率的な維持管理を図るため、(仮)道路舗装補修計画を策定し、予防保全型の補修工事を目指す。				
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度		①路面性状調査の実施 - 業務委託により市道1級・2級の舗装状況(わだち掘れ、ひび割れ)を調査する。 - 調査方法は、専用の測定車を走行させ、レーザーにより、ひび割れやわだち掘れの状況を測定する。 1車線毎に専用車を走行させ、測定する。(例:2車線道路の場合上下線1往復、片側2車線の道路は2往復) - 測定後に解析を行い、各路線20m毎と100m毎にひび割れ率(%), わだち掘れ量(mm)を算出し、路面状態を評価する。 - 評価結果を図示表示する。表示は、レベル毎に4段階に色分けして行う。 ②資料の整理 - 過去の資料を基に、舗装構成や工事履歴を整理する。 ③舗装状態の調査 - 路面性状調査の結果、劣化が進んでいる箇所を選定し、業務委託によりその箇所の断面構成や路盤や路床の調査を行う。 - この結果を次年度の修繕計画や舗装補修工事に活用する。	・舗装状況の把握	「①」について、業務委託により調査を行った。 「②」の資料の整理について、他の自治体の策定状況を調査した。また、舗装構成や工事履歴については、台帳により年度毎に整理されていることから、概ね把握しており、現在、路線毎に分りやすくする資料を作成中である。 H26年度は業務委託により道路舗装補修計画を策定する予定だが、策定に必要となる舗装劣化予測の資料(データ)について先進市などに調査を進めて行く。	
平成26年度		①業務委託により、道路舗装補修計画を策定する。 (1)過年度データの整理(6月～9月) - 過年度の調査データを整理する。 - 今後の舗装の劣化進度等を想定する。 (2)補修工法の選定(9月～11月) - どこまで路面の劣化が進んだら補修を行うのかを定める管理水準を設定する。 - 想定する劣化の進度・状況に対する補修工法を選定する。 (3)道路舗装補修計画を策定(11月～2月) - 劣化進度や状況に対する補修工法の概算金額や補修周期を設定し、効果的な予防保全型補修計画を策定する。	・(仮)道路舗装補修計画の策定		
平成27年度		①補修工事の設計・実施	・年度計画の推進		

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-3	公共施設等の管理・維持保全(橋りょう)	道路交通部 道路建設課

改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共		小分類	②	財産管理の適正化

現状と課題	市が管理している橋りょう128橋のうち、20年後に約30%、30年後に約50%が、一般的に橋りょうの耐用年数として財務省令で定められている、築50年が経過することとなる。 このことから、今後老朽化が進む橋りょうの維持管理や架け替えに要する費用が、財政的に大きな負担となることが予想される。				
3年間の取り組み内容	平成24年度に、これまでの事後的な修繕から損傷が大きくなる前に対策を行う予防的な修繕へと政策転換を図り、橋りょうの長寿命化と修繕・架け替えに要する費用の縮減と平準化を図ることを目的とした「市川市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定した。平成26年度以降は本計画に基づき、毎年、詳細設計と補修工事を行っていき、着実に計画を進めていく。				
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①	①次年度補修する橋りょう(2橋)の詳細設計の実施 主な設計内容 (1)鬼高架道橋(鬼高3丁目754) ○橋長 L=43.7m、有効幅W=9.0m ・伸縮装置の補修(取替え) ・高欄(車両防護欄、投物防止欄)の取替え ・鋼部材(主桁等)の塗装 ・コンクリート部(床版、橋台等)の補修 (2)無名橋(下貝塚3丁目25) ○橋長 L=3.4m、有効幅W=5.6m ・鋼部材(主桁)の塗装 ・コンクリート部(床版、袖壁)の補修 ②単価特別調査業務委託の実施 設計金額算出のため、一定以上の量を使用する材料で基準が設定されていない材料や施工単価の調査を行う。	・詳細設計2橋 ・鬼高架道橋の補修工事	「①」は、鬼高架道橋と派川大柏川に接続する水路に架かる橋(市道4019号)の詳細設計を行った。 鬼高架道橋は、当初、H26年度に補修工事を行う予定でいたが、H25年度2月補正による国庫補助金を活用して実施するものとした。	
	②				
平成26年度	①	①橋りょう補修工事(鬼高架道橋)の実施 ・鬼高架道橋の補修工事を行う。 ・4月～5月 入札手続き ・6月～1月 工事管理 ②橋りょう補修工事詳細設計の実施 ・平成27年度に実施する橋りょう補修工事の詳細設計を行う ・6月 入札手続き ・7月～1月 補修工事の詳細設計 ③橋りょう補修工事(無名橋 市道4019号)の実施 ・派川大柏川に接続する水路に架かる橋の補修工事を行う。 ・6月～7月 入札手続き ・7月～1月 工事管理	・詳細設計14橋 ・無名橋(市道4019号)の補修工事		
	②				
平成27年度	①	①次年度補修する橋りょうの詳細設計の実施 ②補修工事の実施	・年度計画の推進		
	②				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
23-4	公共施設等の管理・維持保全(蓋かけ水路(柵渠))	水と緑の部 河川・下水道計画課、河川・下水道管理課

改革の視点	市民本位の行政	体系分類	大分類	2	財政健全化
	行政資源配分の最適化		中分類	(3)	歳出の適正化
	新しい公共		小分類	②	財産管理の適正化
現状と課題		雨水排水施設として市内には延長168kmのコンクリート柵渠が敷設されており、いずれも老朽化が進んでいる。柵渠上部は歩道としても利用されており、歩行者の安全確保のためにも、危険箇所を把握し、修繕する必要がある。また、現時点では柵渠の形状、構造、状態等のデータベースがないため、それらをまとめた台帳整備も必要である。修繕に際しては、今後下水道事業で再整備されるまでの間、効率的かつ効果的に修繕、維持管理していくための計画の策定が必要である。			
3年間の取り組み内容		・危険箇所把握のため柵渠(全168km)の総点検を行い、併せて台帳整備を行う。 ・雨水排水機能の保全、歩行者の安全性に加え、治水上の安全性、支出の平準化等の観点を取り入れ、優先修繕箇所、修繕方法の手法を検討した修繕方針を策定する。 ・修繕方針を受け、具体的な修繕計画(年次計画)を決定する。 ・修繕計画に準じ、修繕を進める。			
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①	①総点検(対象:行徳地区55km) ・上部を歩道として利用されている柵渠について、支持部分である柵渠内部等を含め、点検し、危険箇所を把握・抽出する ・柵渠の形状等を把握するデータベースとしての台帳を整備する ・上記内容等を基に、修繕方針を検討し、策定する ※平成25年度のアクションプランについては、検討されている国や県からの補助金交付等の動向を見据えながら、着手、推進していくものとする 調査内容については下記のとおり実施している 排水路等点検調査業務委託(市川市南部) 市川市南部(市川市行徳駅前1丁目25番地先 外 行徳管内全域) 委託期間 平成25年12月12日～平成26年11月28日まで	・行徳地区(55km)着手	①については、9月補正予算により業務委託の執行が可能となったため、11月着手となり、繰繰明許費により現在着手中。 蓋部分については、H25年度中に目視調査を完了し、現在水路の内部について調査を実施中。	
	① ②	①総点検(対象:行徳地区55km) ②総点検(対象:市内中部・北部地区113.4km) ・上部を歩道として利用されている柵渠について、支持部分である柵渠内部等を含め、点検し、危険箇所を把握・抽出する ・柵渠の形状等を把握するデータベースとしての台帳を整備する ・上記内容等を基に、修繕方針を検討し、策定する ※②については、当初予算削減により委託内容検討中	・全168kmの点検完了 ・台帳の完成 ・修繕計画の決定		
平成26年度	①	①修繕実施(3地区)	・修繕計画に基づく修繕の推進		
	①	・実施設計の開始			
平成27年度	①				
	①				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管			
24	昇格制度の再構築	総務部 人事課			
改革の視点	市民本位の行政	体系的分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化		中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共		小分類	①	人事制度
現状と課題		職員の昇格については、1級上位の級に昇格するために必要な年数(「級別資格基準」)を級ごとに定め、その年数に達した職員のうち一定の要件を満たした者を昇格させているが、本運用は年功序列的な意味合いが強いため、より成績主義の運用を進める必要がある。			
3年間の取り組み内容		「級別資格基準」の運用を見直し、勤務評定制度のより一層適正な実施を通じて、真に上位の職に相応しい意欲と能力のある職員の昇格を行う。			
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①	①目標管理の視点を取り入れた、新たな勤務評定制度を構築する ②新たな勤務評定制度を試行導入する ③級別資格基準の運用基準案を策定する 上記取り組みについて、当局と職員組合の双方で構成される「人事給与制度検討会」を平成25年4月から10月までの間に、合計7回実施し、検討を進めてきた。また、その検討結果について、11月29日に市長、副市長へ報告を行った。 今後は、細部の調整を行い、できるだけ早い時期に職員組合へ提示していく予定である。	・能力・実績に応じた勤務評定制度の試行導入 ・級別資格基準の運用基準案の策定	上記①から③までを始めとする、給与水準の適正化と魅力ある人事制度の再構築を目的とした人事給与制度改革について、平成25年12月20日に職員組合へ提示し、26年3月までに8回の交渉を重ねてきた。 今後は、この改革について職員組合とできる限り早期に妥結し、平成26年度中に新たな人事給与制度の施行を目指す。	
	②				
	③				
平成26年度	①	①能力・実績に応じた新たな勤務評定制度の本格導入する。 ②新たな勤務評定制度に基づく処遇(昇給、昇格等)への反映を開始する。 ③級別資格基準の運用基準策定を始めとして、昇格制度全般を見直し、再構築する。	・能力・実績に応じた勤務評定制度の本格導入 ・級別資格基準の運用基準の確定		
	③				
	②				
平成27年度	①	①級別資格基準の運用基準の適用を開始する ②運用基準について、適宜必要な見直しを行う	・級別資格基準の運用基準の適用の開始		
	②				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管			
25	分限制度の適正な運用	総務部 人事課			
改革の視点	市民本位の行政	体系的分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化		中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共		小分類	①	人事制度
現状と課題		分限処分については、市川市職員の分限に関する条例に基づき、市川市職員分限懲戒審査会の審査を経て処分を決定しているが、十分な運用がなされていないため、運用基準を策定し、適正な運用を図る必要がある。			
3年間の取り組み内容		分限制度を円滑に運用することで、適正な処遇を実施し、公務能率の維持向上を図る。			
		取り組み内容	目標	結果	
平成25年度	①	①国や先進自治体を参考にしながら、本市に適した分限処分実施要綱を策定する	・分限処分要綱の策定	分限処分実施要綱について法務部門と最終的な調整段階に入っているが、分限制度のより適正な運用を図るため、分限処分4形態(免職、休職、降任、降給)のうち条例に規定のない「降給」について追加する条例改正を行う。 条例と要綱を併せて、26年度できるだけ早い時期の施行を目指す。	
		①分限処分実施要綱について法務部門と最終的な調整段階に入っているが、分限制度のより適正な運用を図るため、分限処分4形態(免職、休職、降任、降給)のうち条例に規定のない「降給」について追加する条例改正を行う。 条例と要綱を併せて、26年度できるだけ早い時期の施行を目指す。	・分限処分要綱の運用開始		
		①分限処分実施要綱について、適宜必要な見直しを行う			
平成27年度	①				

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管
26	給与水準の適正化	総務部 職員課

改革の視点	市民本位の行政	コストや人員の投入量の適正化	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共			小分類	②	給与制度

現状と課題	平成24年4月1日現在の本市のラスパイレ指数は、臨時特例法に基づく国の給与削減措置後で112.4、参考値として公表された給与削減前の数値で103.9で全国第6位、県内第3位の水準にあり、国家公務員の水準に比べて3.9ポイント上回っていた。そのため、平成25年1月1日における全職員（医師、歯科医師を除く。）の昇給を2号給抑制し、併せて平成25年4月1日から2年間、全管理職員（医師、歯科医師を除く。）の給料月額を2%削減する給与適正化策を実施した。その結果、平成25年4月1日現在の本市のラスパイレ指数は、臨時特例法に基づく国の給与削減措置後で、111.5、給与削減前の数値で103.0となり0.9ポイント低下した。しかし、全国第8位、県内第4位の水準にあり、国家公務員の水準を3.0ポイント上回っている。また、国が平成21年12月に廃止した自宅に係る住居手当を本市においては支給している。（月額7,000円）
3年間の取り組み内容	指数上昇の主要要因に対して実効性かつ持続性の高い適正化策の実施に向け、職員組合との協議を行い、給与制度の総体的な見直しを図ることにより、ラスパイレ指数100.0（臨時特例法に基づく国の給与削減措置前）となる制度設計を行う。なお、本市の地域手当が隣接する浦安市及び船橋市の地域手当に比べ2ポイント、江戸川区と比べ8ポイント低い等、近隣自治体と比較して低い状況にあることを総合的に勘案し、当面の措置として、平成27年度までにラスパイレ指数102.0を目指す。併せて、自宅に係る住居手当を廃止する。

	取り組み内容	目標	結果
平成25年度	① 給与水準の適正化作業を進める ・現在の給料表の問題点の把握 ・国公表の研究及び分析 ・他団体の給料表の研究及び分析 ・新給料表の作成 ・ラスパイレ指数及び影響額の試算 ・給与水準適正化策の職員組合との協議 ⇒上記取り組みについて、当局と職員組合の双方で構成される「人事給与制度検討会」を平成25年4月から10月までの間に、合計7回実施し、検討を進めてきた。また、その検討結果について、11月29日に市長、副市長へ報告を行った。 今後は、細部の調整を行い、できるだけ早い時期に職員組合へ提示していく予定である。	・国等に準拠した給与水準の実現	平成25年12月20日に国公表を基本とした新給料表及び国家公務員の昇格基準を基本とした新昇格制度を職員組合に提示し、以後8回組合交渉を行ってきた。 平成26年度においては、給料表切替えのための給与条例改正議案の6月議会上程、議決後、速やかな公布・施行を目的に労使交渉を進め、早期労使妥結を目指す。
平成26年度	① 給与水準の適正化作業を進める ・国公表を基本とした新給料表への切り替えを軸とした給与水準適正化策についての職員組合との交渉 ② 給与条例の改正 ・新給料表切替に係る給与条例の改正 ③ 改正給与条例の施行 ・新給料表に基づく給料の支給 ④ 自宅に係る住居手当の廃止に向けての職員組合との交渉 ⑤ 給与条例の改正・施行 ・自宅に係る住居手当の廃止に係る給与条例の改正・施行	・国等に準拠した給与水準の実現	
平成27年度	①	・国等に準拠した給与水準の実現	

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管					
27	人材育成の推進	総務部 人事課 人材育成担当室					
改革の視点	市民本位の行政	複雑・多岐にわたる市民ニーズを、適正かつ効率的に満足させることができる職員の育成		体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	学習の基本である自学の姿勢を重点的に支援することで、職員研修にかかる費用を低減させつつ、職員の能力開発効果を高める			中分類	(1)	人事・給与制度の適正化
	新しい公共				小分類	③	人材育成
現状と課題		①職員数が減少し、能率的・効果的な行政運営が求められる中で、実務能力の高い職員の育成が求められている。 ②現市川市人材育成基本方針では、基本方針を具現化する取り組みの視点として「自ら伸びる」「職場・組織で伸ばす」「制度で伸ばす」という3つの視点から職員の育成を行うこととしている。					
3年間の取り組み内容		さらなる能率的行政運営を図るため、学習の際の基本である「自ら伸びる」を組織としてさらに支援し、職員の能力の向上を図る。 具体的方策として、A)自己啓発休業制度及び修学部分休業制度の活用促進と支援、B)自ら学ぶ意欲旺盛な職員に対する派遣研修受講を促進し、専門知識を高め視野を広げる。					
		取り組み内容		目標		結果	
平成25年度	A ①	A-① 休業制度該当事例と人事管理制度への反映について庁内調整(職員課・人事課・人材育成担当室)		A)自己啓発の実現に向けた意識付けをする		A-① 自己啓発休業の申請は、現在までない。なお、人事管理制度への反映は、職務への活用が見込まれるものについて、人事異動等で対応を図る旨、人事課と調整した。	
	B ①	A-② 職員の自己啓発意欲の促進を目的として、職員の自己啓発事例を庁内全体に発信。		B)高い専門的知識を求める意識を職場に根付かせる		A-② 職員の自己啓発意欲の促進を目的として、自己啓発事例を1件、庁内全体に発信した。今後も事例があり次第、紹介を積極的に実施する。	
	A ②	B-① H25年度新課長を外部研修機関に派遣調整				B-① H25年度新課長13名のうち9名を市町村アカデミーに派遣した。26年度は、さらに新主幹にも対象を広げ、積極的に派遣を推進していく。	
	B ②	B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透全庁的な派遣の促進				B-② 昨年度市町村アカデミー派遣者数は、22名であったのに対し、今年度は31名となり、9名の増となった。今後も積極的に所管課に派遣依頼していく。	
平成26年度	A ②	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。		A)自己啓発の意欲を持たせるための環境づくりをする			
	B ①	B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣		B)派遣研修経験者増で、職員全体の派遣研修への認知度を高める			
	A ②	B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透全庁的な派遣の促進					
	B ③	B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信					
平成27年度	A ②	A-② 「自己啓発休業制度」及び「修学部分休業制度」の周知を図るとともに、自己啓発事例を発信する。		A)自己啓発の意欲を持たせるための環境づくりをする			
	B ①	B-① H26年度新課長・新主幹を外部研修機関に派遣		B)派遣研修経験者増で、職員全体の派遣研修への認知度を高める			
	A ②	B-② 派遣研修の有用性を所属長から部下に浸透全庁的な派遣の促進					
	B ③	B-③ 外部研修機関への派遣について啓発情報の配信					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
28	効率的な組織体制の構築	企画部 行財政改革推進課				
改革の視点	市民本位の行政	本市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応していくことができる効率的な組織体制の構築	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	施策の方向性を踏まえた、適正規模の組織体制の構築		中分類	(2)	組織・定員の適正化
	新しい公共	新しい公共の担い手作りを支援する体制の構築		小分類	①	組織編制
現状と課題		本市ではこれまで、重点施策等の実行に際し、組織体制を整備した上で取り組んできたこと、また、スタッフ制を採用していることから、他市と比べて組織数が多いという特徴があるが、一部署では対応が困難な複合的な要素がある行政課題や人件費の抑制に向けた組織数の削減など効率的な組織体制の構築が求められている。 また、各部を自立的な経営体と見なして推進してきた「庁内分権」についても、運営形態が多様化し、当初予定した内容とは必ずしも合致しない傾向が見受けられることから、その運用のあり方について、見直しをする必要がある。				
3年間の取り組み内容		スタッフ制(フラット制)及び庁内分権について、それぞれ運用の実態を把握・検証して適宜見直しを図り、より効率的な組織体制と運営形態を構築する。新たに構築された組織体制や組織の運営形態については、年度ごとに適宜検証して修正を加え、より効率的な組織体制の構築を目指す。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	◎26年度組織編制 ①26年度組織編制方針の決定 ・スタッフ制、庁内分権等の検証 ・部課組織の効率化に関する方針の検討 ・26年度組織編制方針の決定 ②組織編制方針に基づく26年度組織編制作業 ・26年度組織編制方針を実現するため各課との調整 ③組織編制に関する意思決定 ・行政経営会議、庁議等の意思決定 ④行政組織条例等の改正と周知 ・行政組織条例等の改正と市民や庁内への周知	・効率的な組織の編制	仮庁舎への移転、市民サービスの低下を招かない仕組みづくりを行う中で平成26年度については、管理部門を中心に部組織の縮減を行うこととし、管財部を財政部に、情報政策部を企画部にそれぞれ統合することとした。 また、課組織の再構築を行うこととし、グループリーダーの役割の明確化を総務部と連携して行った。		
	②					
	③					
	④					
平成26年度	①	①27年度組織編制方針の決定 ・部課組織の効率化に関する方針の検討 ・グループ制移行に関する課題の確認 ・27年度組織編制方針の決定 ②組織編制方針に基づく27年度組織編制作業 ・27年度組織編制方針を実現するため各課との調整 ③組織編制に関する意思決定 ・行政経営会議、庁議等の意思決定 ④行政組織条例等の改正と周知 ・行政組織条例等の改正と市民や庁内への周知	・組織編制上の課題の解決			
	②					
	③					
	④					
平成27年度	①	①の検証結果に基づき、より効率的な組織体制の検討 ②組織編制に関する意思決定 ③行政組織条例等の改正、周知	・組織編制上の課題の解決			
	②					
	③					
	④					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
29	定員適正化の推進	企画部 行財政改革推進課				
改革の視点	市民本位の行政	ニーズに的確に応える市民サービスの提供の実現	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化	コストや人員の投入量の適正化		中分類	(2)	組織・定員の適正化
	新しい公共			小分類	②	定員
現状と課題		平成10年からの定員適正化の取り組みにより、正規職員については平成10年度の4,073人に対し平成25年度には3,262人となり、811人の減を達成したが、その一方で多様な雇用形態の活用を進めた結果、非常勤職員などの定数外職員が大幅に増えている。 また本市は、職員の年齢構成が歪になっていることや、年金支給開始年齢の引き上げに伴う高齢期雇用問題、更には地方分権改革による業務増への対応といった課題を抱えており、その中で引き続き人件費の抑制にも取り組まなければならない困難な状況に置かれている。それらの課題に対応するため、第3次定員適正化計画(計画期間:平成23・24年度)に続く新たな定員管理の方針を策定する必要がある。				
3年間の取り組み内容		・高齢期雇用問題や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を踏まえ、平成25年度中に次期定員適正化計画を策定し、計画に沿った定員管理を進める。 ・事務事業分析や業務手順分析・改善の結果を活用した各課正規・定数外職員の適正配置検証等を進めることにより、地方分権改革の更なる進展や今後の新たな行政需要にも対応し得る適正な職員数及び定員管理の確立を目指す。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①これまでの定員適正化への取り組みの実績・成果を総括する ②高齢期雇用問題や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を踏まえて課題を整理し、今後の定員管理の方向性を検討する ③ ①及び②の結果を踏まえ、次期定員適正化計画を策定する ④各課正規職員・定数外職員の適正配置 ⑤の作業と並行して、事務事業分析、業務手順分析・改善の結果や組織・定員ヒアリング等の内容を踏まえ、翌年度の定員調整において各課の正規職員・定数外職員の適正配置を行う ⑥高齢期雇用問題への対応の推進 ⑦新規再任用職員の各管内での活用を進めるとともに、再任用職員で対応可能と判断された業務や、事務事業分析等により直営で行うことが妥当と判断された委託業務等について、再任用職員の配置を進めるなど、再任用職員の活用を図る	・次期定員適正化計画の策定 ・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない	①②の結果を踏まえた上で、これまでの定員適正化計画の取り組みにより総体としての職員数はほぼ適正なものとなったと判断し、新たな定員管理の方針として、「市川市定員管理方針」を策定(③)した。 今後も継続して、方針にも定められた常勤職員を増やさないことを目標としていながら、行財政改革大綱の進捗にあわせて定員の適正化を進めていく。その際には、正規職員だけでなく定数外職員の適正配置も考慮していく。 ⑤については、将来的な定年延長の動向も見据えた上で、再任用職員も正規職員と同様に職位に応じて業務に従事するものとして配置し、活用していくことと決定された。		
	②					
平成26年度	③	①「市川市定員管理方針」に従い、以下の点に留意しながら、定員の適正化に取り組む。 ・国の定年延長や地方分権改革、本市の人事給与制度改革等の動向を注視する。 ・翌年度の定員調整においては、「業務手順の改善」「アウトソースの活用」「効率的な組織体制の構築」など、他のアクションプランと連携をしながら行う。 ・委託や民営化など、大綱の進捗状況にあわせて将来的な定員の適正数について検討していく。 ②関係部署と連携をしながら、定数外職員の適正配置について検討していく。 ③定員適正化についての取り組み状況説明資料を作成し、公表する。	・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない			
	④					
平成27年度	⑤	①各課正規職員・定数外職員の適正配置 ・事務事業分析、業務手順分析・改善の結果や組織・定員ヒアリング等の内容を踏まえ、各課の正規職員・定数外職員の適正配置を行う。 ②高齢期雇用問題への対応の推進 ・新規再任用職員の各管内での活用を進めるとともに、再任用職員で対応可能と判断された業務や、事務事業分析等により直営で行うことが妥当と判断された委託業務等について、再任用職員の配置を進めるなど、再任用職員の活用を図る ③次期定員適正化計画に沿った定員管理を推進する(平成26年度～)	・常勤職員数(正規職員・常勤再任用職員の合計)を前年度比で増やさない			
	⑥					

第1次アクションプラン 個別プログラムシート

No.	プログラム名	所管				
30	協働推進体制の構築	企画部 行財政改革推進課、市民部 ボランティア・NPO課				
改革の視点	市民本位の行政	市民ニーズの早期かつ的確な把握と素早い対応が実現される公共サービス提供体制の構築	体系分類	大分類	3	最適な執行体制の確立
	行政資源配分の最適化			中分類	(3)	協働の推進
	新しい公共	NPO法人等の市民活動団体を中心とする多様な主体が公共サービスを提供する市民社会の実現		小分類	①	推進体制の構築
現状と課題		行政の組織体制では容易に拾い上げることのできない公共的ニーズにきめ細かに対応するには、「協働」の枠組みを活用したNPO法人等の市民活動団体との連携が最適な方法の一つである。しかしながら、現在、各所管と市民活動団体等が「協働」の枠組みによって行っている事業はあるものの、これまでの様々な取り組みについて全体としての状況把握ができていない。また、市川市としての「協働」の概念が確立しておらず、今後の具体的な協働推進の方向性についても定まってはいない。				
3年間の取り組み内容		「市民との協働による行政サービスについて」は、市政戦略会議より答申をいただいた。本答申や、他の自治体における成功事例や課題を参考にしながら、市川市らしい協働推進のあり方を研究し、平成25年度中にあり方をまとめることを目標とする。また、平成26年度以降は、前年度までの結果をもとに各部署の実態に即した形での協働を提案し、協働事業の定着・発展へ繋げていく。				
		取り組み内容	目標	結果		
平成25年度	①	①市川市及び他自治体の事例の情報収集、研究 ・市川市でのこれまでの取組みや他自治体の協働事例を収集・研究する ②庁内関係各課との協議 ・「市民との協働による行政サービスについて」の市政戦略会議の答申に基づき、市川市における協働の推進について関係課と協議する。また、現行の事業の評価・検証や、各課への今後の協働事業に関する照会を行う ③市民活動団体等との意見交換 ・収集した事例や庁内関係各課との協議の内容を基に、市民活動団体等と意見交換を行い、庁内関係各課との協議へフィードバックする ④市川市における協働のあり方のまとめ ・①～③を踏まえた上で、市川市としての協働の概念、また、次年度以降の協働の推進案について検討し、市川市における協働のあり方をまとめる ⑤各所管への働きかけ ・上記内容をもとに、各所管へ協働事業への理解や実施を促していく	・市川市における協働のあり方をまとめる	①の他自治体調査で先進事例の状況を調べた後に、 ②の庁内各課への調査を行い、本市でも様々な形で協働事業が行われていることが把握できた。一方で、各事業間の連携などは進んでいないことも分かったため、今後は連携をいかに図っていくかを検討する必要がある。 ③の団体等については、市民団体やNPOへのアンケートを行い、各団体の意見を集約でき、自治会との関係も良好であることがうかがえた。来年度以降は、市民団体だけでなく自治会などからも意見も収集していく。 ④については、施政方針でも述べられている協働による「美しい景観のまちの実現」を軸に、他事業との連携を図りながら取り組んでいくこととなる。 ⑤の所管課への働きかけについては、上記の状況を踏まえた上で次年度以降も継続して行っていく。		
	②					
	③					
	④					
	⑤					
平成26年度	①	①庁内で行われている協働に関する事業などの動向を確認しながら、庁内連携のあり方を整理していく。 ②市民団体、自治会等の意見を収集し、取りまとめていく。 ③上記①、②を元に、今後の展開を検討し、庁内への周知・浸透を図っていく。	・市川市における協働事業の定着・発展を図る			
	②					
	③					
平成27年度	①	①各所管における協働事業の展開・評価	・市川市における協働事業の定着・発展を図る			

市川市市政戦略会議のこれまでの諮問・答申等とその後の市の対応

1. 諮問・答申とその後の市の対応（平成 22 年 10 月から平成 24 年 9 月まで）

1. 行財政改革

①市民と直接接する市の窓口のあり方について

《諮問概要》

サービス水準や民間活力の導入を含めた運用体制の見直しが必要になることを見据え、窓口の運用体制をトータルに検証し、質の高い行政窓口のあり方を提案するもの。市の窓口で取り扱う業務の種類が非常に多岐に渡るため、今回は戸籍や住民記録などの住民系業務に的を絞った。

《審議経過》

◎審議期間 平成 23 年 4 月～8 月（会議開催回数 5 回）

◎答 申 平成 23 年 8 月 25 日

《答申概要》

利便性をさらに向上させながらも、より低コストでサービス提供できるよう舵を切り、特に「低コスト」「利便性」「市民満足度」という 3 つの要素を意識した窓口の改革・運用に当たるべき旨の答申を行った。

長期的には電子行政を追求し、I C T を積極活用した窓口運用体制の構築とサービス展開を目指し、中・短期的には、「①窓口・自動交付機の適正配置」「②窓口等で提供する情報やサービスの充実」「③窓口の改善による効率化と品質向上」の 3 つを柱とした窓口の改革に取り組むべきものであるとした。

《答申後の市の対応》

住民系業務のあり方に大きく影響を与えるとみられる、いわゆるマイナンバー法案が国会に提出されたこと、また市役所本庁舎再整備の基本構想が策定されることになったことから、これらの動きを見据えながら、本答申を踏まえた対応を慎重に検討していくとしている。なお、コンビニエンスストアで発行可能な証明の種類拡充や自動交付機の設置台数の適正化(台数減)には、すでに取り組みを始めている。

②施設のあり方について

《諮問概要》

市民ニーズや社会情勢が大きく変化しているなか、施設を取り巻く状況も設置当時とは大きく変化していることから、各施設の利用状況・立地・施設内容等を検証し、更なる有効活用策や管理運営手法について提案するもの。

事業仕分けのように公開の場で対象施設にかかる議論・検証を行う「施設の有効活用にかかる公開検討会」を開催した。

◎対象施設 全 10 施設 24 ヶ所

(内訳)文化施設 3施設 4ヶ所
博物館 2施設 3ヶ所
公園施設 1施設 1ヶ所
貸館施設 4施設 16ヶ所

《審議経過》

- ◎審議期間 平成 23 年 10 月～12 月（会議開催回数 3 回）
- ◎施設の有効活用にかかる公開検討会 平成 23 年 11 月 19 日開催
- ◎答 申 平成 23 年 12 月 21 日

《答申概要》

各施設それぞれに対して、集客力の向上や施設設置意義の見直し・再認識など、今後の有効活用策にかかる具体的な提言を行った。しかし、東日本大震災で被害を受けて休館中の中山文化村の旧片桐邸に関しては、数千万円という多額の費用をかけて修復するほどの文化・観光資産としての価値を見出すことができず、施設の存続と活用を前提としていた市長の意向には逆行するが、建物を解体すべき旨の答申をしたものである。

《答申後の市の対応》

答申後、直ちに今後の対応が市の行政経営会議で検討され、答申を踏まえた対応方針が策定された。特に旧片桐邸については、建物の解体に加え、土地も売却する方向で取り組んでいくこととされた。

③市民との協働による行政サービスについて

《諮問概要》

市民・民間との協働は今後、更に重要なものとなっていくことから、各分野の専門的立場あるいは市民の目線で協働のあり方を検証し、市民や自治会、企業、NPO等との更なる連携策について提言するもの。

《審議経過》

- ◎審議期間 平成 24 年 3 月～8 月（会議開催回数 5 回）

《答申概要》

市民本位の行政に加えて、行財政改革の視点からの意見・提言を多く盛り込んだ答申を行った。目指すべき行財政運営の姿として「行政規模の適正化」と「市民等と市との有機的な連携」を位置づけた上で、「①「公」と「民」との役割分担の見直し」「②市民等との情報共有」「③「協働」による新たな課題への対応」を柱とする施策の実施と、協働を進める体制の整備を求めている。更に、協働による成果を早期に出すため、「具体的に実行すべき取り組み」を提案した。

《答申後の市の対応》

平成 25 年 4 月施行の「行財政改革大綱」において、改革の視点の一つに「新

しい公共（市民との協働等）」とし、行財政改革の一環として「協働」の枠組みを活用する方策を整えていくこととしている。また、これを踏まえ第1次アクションプランでは「協働推進体制の整備」というプログラムを設定している。

④事業仕分け

《諮問概要》

より効率的で効果的な行財政運営を行っていくために、事業の一つ一つについて、公的関与のあり方、効果的な手法で実施されているか、受益と負担のあり方といった観点から、事業を検証し、評価を行うもの。本市としては初の事業仕分けであった。

◎対象事業 全 20 事業 25 項目

◎評価方法 委員(各班 7 名)の多数決により、「廃止」「民間化」「改善」「継続」「推進」のうちの一つを評価結果として決定する。

《審議経過》

◎審議期間 平成 22 年 10 月～11 月（会議開催回数 2 回）

◎事業仕分け 平成 22 年 10 月 23 日～24 日の 2 日間開催

◎答 申 平成 22 年 11 月 18 日

《答申概要》

事業仕分けの評価結果は、「廃止」が 10 項目、「改善」が 15 項目となった。

《答申後の市の対応》

答申後、直ちに今後の対応が市の行政経営会議で検討され、答申を踏まえた対応方針が策定された。その結果、対応方針では「廃止」7 項目、「改善」16 項目、「継続」2 項目とされたものである。

なお、平成 24 年度当初予算時点では、対象事業全体の予算額は対 22 年度比で約 2 億 8 千万円の減となっている。

2. 諮問・答申とその後の市の対応（平成 24 年 10 月から平成 26 年 9 月まで）

1. 行財政改革大綱

①行財政改革大綱について

《諮問概要》

これまでも本市では「行政改革大綱」を策定し、適宜見直し等を重ねてきたが、近年の社会・経済情勢の変化は本市に想定外の大きな影響を及ぼしつつある。そこで、このような事態に喫緊に対応する必要があるため、「新行政改革大綱」の期間が完了を待たず、新たな「行財政改革大綱」を策定し、平成 25 年度より推進するため、盛り込む内容等について意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成 24 年 10 月～平成 25 年 1 月（会議開催回数 4 回）

◎答 申 平成 25 年 2 月 4 日

《答申概要》

公共サービスが安定的にキュウキュウされる地域社会を形成しつつ、公民の役割分担と資源配分を適切に実行する行財政運営を目指すため、「効率的な市民サービスの推進」、「財政健全化」、「最適な執行体制の確立」の 3 本柱を大綱の基本方針と位置づけ個々の改革に取り組んでいくが、その際の改革の視点として「市民本位の行政」、「行政資源配分の最適化」、「新しい公共（市民との協働等）」の 3 点を念頭に置きながら、行政からの一方通行にならない多角的な改革に取り組むべきである。

《答申後の市の対応》

これらの答申を元に「行財政改革大綱」が平成 25 年 4 月に発効し、大綱の基本方針を実現するための基本計画として 30 項目 33 プログラムの改革プログラム（第 1 次アクションプラン）を策定した。

2. 行財政改革大綱アクションプラン

①使用料・手数料の見直し

《諮問概要》

本市では、使用料・手数料の算出にあたっては、算出基準を設け、その算出基準に基づき料金を設定しているが、市が設定している利用者の負担割合と利用者が実際に負担している割合との間に乖離が生じている状況である。

この乖離を解消し、利用者の受益の程度に見合った額とするために、使用料・手数料の見直しを行う必要があるが、使用料・手数料の負担割合や算入すべきコストなど、使用料・手数料の見直しの方針に関する意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成 25 年 5 月～9 月（会議開催回数 4 回）

◎答 申 平成 25 年 9 月 18 日

《答申概要》

現行の使用料が、全般的に民間同種の施設と比べて著しく低額の設定となっていることが大きな問題であり、現行の使用料算出基準に問題がある。そのため「民間企業の原理・原則」をベースとして改正点を指摘し、「新しい使用料算出基準」を提案した。

新算出基準を用いると、公民館会議室などは使用料が約 7 倍となるが、負担者への影響などを考慮し、段階的に料金を引き上げていく「経過措置」を導入するべきであるが、その際も 3 倍、4 倍という引き上げを検討すべきである。

《答申後の市の対応》

答申を踏まえて、さまざまな検討を行い、平成 26 年 9 月議会にて市川市使用料条例の一部改正を提案し、修正可決された。

②公の施設の経営効率化

《諮問概要》

公の施設の管理運営は、実質的に各所管の判断で行われており、必ずしも行政経営全般の視点から各施設の経営状況の評価・改善が行われているわけではない。本市の公の施設は設置から期間がたっているものが多く、当初に求められていた役割を終えていたり、長期的な視点で検討が必要な施設もあることから、施設の設置数や運営主体など、公の施設の活用、経営の効率化についての意見を求めるもの。

《審議経過》

◎審議期間 平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月（会議開催回数 5 回）

◎答 申 平成 26 年 4 月 25 日

《答申概要》

本答申は、公共施設の「経営効率化」について、長期的な視点と短期的な視点の 2 つの視点からの提言で構成されている。

○長期的な視点

本市には、いまだ公共施設に関する情報を一元的に管理し評価する統一的な仕組みがないため、これを早急に整備すべきであり、その際には「市民感覚」「経営意識」「行政の社会的責任」「社会情勢への対応」といった視点を盛り込み、多面的な評価をすべきである。

○短期的な視点

即効性のある短期的な視点での提言として、「無料施設の有料化」や「公民の役割分担の見直し」等を提案した

《答申後の市の対応》

長期的な視点については、財政部に公共施設マネジメント担当室を設置し、評価をする際の基本となる公共施設白書の作成を行っている。また、短期的な視点については、施設所管課を中心に対応策を検討しているところである。

3. 未来の市川市に向けた提言（建議）

①未来の市川市に向けた提言

《審議経過》

◎審議期間 平成 26 年 4 月～7 月（会議開催回数 4 回）

◎答 申 平成 26 年 9 月 25 日

《建議概要》

「魅力あるまちの創造」と「行財政改革の推進」の2点について提言している。

そのうち、「魅力あるまちの創造」については、ヒトやカネを地域に積極的に呼び込むという具体的な目標に向けて、「積極的なシティセールス」、「快適で安心な住生活の整備」、「住民参画による活気あるまちづくり」の3つの施策を柱とし、これらを一つのサイクルとして循環させるスキームを整備することにより、「魅力あるまちの創造」を具現化するよう提言している。

また、「行財政改革の推進」については、いまだ続く厳しい財政状況下においても、本市がこれまでのサービス水準を低下させることなく経費を削減し、「収支バランスの均衡」や「新たな施策への投資」など、財源や人的資源をより効果的に配分できるようにするための一連の「行財政改革の取り組み」について、提言している。

市川市市政戦略会議委員名簿(任期:平成26年10月1日～平成28年9月30日)

(平成26年10月1日現在・50音順・敬称略)

	区分	所属・役職	氏名
1	公募市民		秋葉 克己
2	学識経験者	公認会計士・税理士	一條 千弦
3	学識経験者	明治大学 政治経済学部 教授	牛山 久仁彦
4	学識経験者	千葉商科大学 政策情報学部 准教授	小林 航
5	学識経験者	千葉商科大学 商経学部 教授	齊藤 壽彦
6	公募市民		白井 一美
7	関係団体推薦	(市川市民生委員児童委員協議会 推薦) 市川市民生委員児童委員協議会 副会長	立川 和子
8	関係団体推薦	(市川商工会議所 推薦) 市川商工会議所 青年部 会長	中台 洋
9	学識経験者	特定非営利活動法人 日本NPOセンター 事務局長	新田 英理子
10	関係団体推薦	(市川市PTA連絡協議会 推薦) 市川市PTA連絡協議会 事務局長	ハリス 貴子
11	学識経験者	和洋女子大学 健康栄養学類 准教授	松井 幾子
12	学識経験者	(株)ちばぎん総合研究所 専務取締役	松永 哲也
13	公募市民		松本 浩和
14	関係団体推薦	(市川法人会 推薦) 市川法人会 会長	湯浅 健弘
15	関係団体推薦	(連合千葉 推薦) 連合千葉総武地域協議会 市川浦安地区連絡会 事務局長	若菜 泰裕

○市川市市政戦略会議条例

平成 22 年 6 月 17 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市市政戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 戦略会議は、本市の重要施策に関する事項及び行財政改革の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

2 戦略会議は、市長から求めがあったときは、前項に規定する事項について意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 戦略会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 戦略会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 市民

2 市長は、前項第 3 号に規定する市民のうちから委員又は臨時委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、1回に限り再任されることができる。
- 5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門部会)

第7条 戦略会議に、専門の事項の調査研究及び事業の評価をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 専門部会は、調査研究及び評価の経過及び結果を戦略会議に報告するものとする。

(事務)

第8条 戦略会議の事務は、企画部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、戦略会議の運営その他必要な事項は、戦略会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(市川市行財政改革審議会条例の廃止)

2 市川市行財政改革審議会条例（平成14年条例第18号）は、廃止する。

(市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 市川市特別職の職員の給与及び議員報酬等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。